

# 令和7年美郷町議会議事録

## 第1回 定例会 (第1号)

招集年月日	令7年 2月 26日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和7年 2月 26日 午前 9時30分				
		議 長 原 克 美				
	散会	令和7年 2月 26日 午後 1時42分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員  出席 11名 欠席 0名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	○	8	藤 原 修 治	○
	副議長 (7)	福 島 教 次 郎	○	9	山 本 幹 雄	○
	2	牛 尾 博 文	○	10	籾 根 正 一	○
	3	藤 原 み どり	○	11	佐 竹 一 夫	○
	4	日 高 学	○	12	西 嶋 二 郎	○
	5	中 原 保 彦	○	△	△	△

会議録署名 議員	10番	籾根正一	11番	佐竹一夫
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	永妻孝司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀		
議事日程		別紙のとおり		
会議に付した事件		別紙のとおり		
会議の経過		別紙のとおり		

# 令和7年美郷町議会第1回定例会議事日程 (第1号)

令和7年2月26日(水) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	令和7年度 町長施政方針
4	議案の上程、説明 【条例案】 議案第 6号 美郷町課設置条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 7号 美郷町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 8号 美郷町サテライトオフィス条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 9号 美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第10号 美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第11号 美郷町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第12号 美郷町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第13号 美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 美郷町ファミリー向け移住住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 美郷町簡易給水施設条例の一部を改正する条例の制定について

**【予算案】**

議案第16号 令和7年度美郷町一般会計予算

議案第17号 令和7年度君谷診療所特別会計予算

議案第18号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計予算

議案第19号 令和7年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第20号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号 令和7年度美郷町簡易水道事業会計予算

議案第22号 令和7年度美郷町下水道事業会計予算

**【一般事件案】**

議案第23号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第24号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第25号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第28号 財産の取得について

議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

ただ今から、令和7年美郷町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番・篠根議員、11番・佐竹議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日26日から、3月14日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から3月14日までの17日間とすることに決しました。

日程第3、令和7年度町長施政方針を議題といたします。

町長の施政方針を求めます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。第1回定例会の開会にあたり、令和7年度の町政運営の基本的な方針を申し上げ、皆さまのご理解とご協力をいただきたいと思います。

始めに、町を取り巻く状況について、私の基本的な認識を申し上げます。町長就任以来、町の強みを活かした発展と、町民の皆様が長く安心して豊かに暮らしていくことができるように、様々な施策に積極果敢に取り組んでまいりました。これまで蒔いてきた種からいくつも芽が出始め、今後大きく花開く期待が膨らんでおり、人口減少問題につきましても、明るい兆しが見え始めています。

令和6年度には、コロナ禍の間の「守り」重視から「攻め」の行政運営に転じて、全力で取り組んでまいりました。その結果、この1年で、町の活性化に向けた様々な施策が大きく前進をし、目に見える成果も出始めています。美郷バレー、バリの町づくり、カヌーの町づくりでは、町の強み・特徴を活かした取り組みや、施設環境整備が進み、また、様々なイベント企画の開催により、全国から注目を集め、多くの方が美郷町を訪れるようになってきています。そして、美郷型ゼロカーボン農業モデルサステナブルハウスやサテライトオフィス整備、商業活性化賑わい創出事業などの取り組みも着実に進展をしてきています。

人口減少については、令和5年10月1日現在の島根県の推計人口で、美郷町は、社会増減がプラス5人、プラス0.12%と11年ぶりにプラスとなり、その増減率の県内順

位は3位となりました。一方、翌年の令和6年10月1日現在の島根県の推計人口では、マイナス20人、マイナス0.5%と、再び減少となり、その増減率の県内順位は9位となりました。しかしながら、令和5年調査以前の3年間の平均では、マイナス38人・マイナス0.88%となっており、これと比較したマイナス幅は約半分に止まっています。そして、令和6年4月から12月までの、今年度途中までの社会増減につきましては、プラス9人の増加と、2度プラス圏で推移をしており、改善傾向が続いているものと考えております。

これらのことから、2つのビジョン「活気あふれる明るい町」「町外と活発な交流のある町」の実現に向けて、1段階先の新たなフェーズに移る準備が整ったと考えます。2つのビジョンを実現するためには、「町の活気」を生み出していくことが必要です。町の活気は、町民の皆さんが協力をしあい、生き活きと取り組んでこそ、生まれてくるものです。一方で、内輪の頑張りだけでは限界もあり町外から人を呼び込み経済的恩恵や賑わいを生むことや、外部との積極的な交流によって、その知見を取り入れることも必要です。

先ほど申し上げましたように、様々な取組みの進展によって、来町者や町外との交流が大きく増え、町内の活動も活発化してきています。

新たなフェーズを「活気あふれる町2.0」とし、2つのビジョンの実現がより実感できるように、ギアをあげて重要施策を前に進め、町に活気を生み出してまいりたいと思います。

町民の暮らしに密着し、生活をする上で重要な移動手段の確保や防災、健康・福祉などの課題に対しては、目の前の不便へのスピード感ある対処と、将来を見据えた抜本的な取組みの両面で対応しながらも、同時に、人口減少問題をはじめとする町の将来や重要課題の解決のために、「活気あふれる町2.0」の推進に全力で取り組んでまいります。「活気あふれる町2.0」の柱となる令和7年度に特に注力する施策について、申し上げます。

カヌーの町づくりについて申し上げます。昨年10月にインターハイや、2030 島根かみあり国民スポーツ大会のカヌースプリント競技の会場となる「カヌーパークみさとカヌーレ IMAI7」が竣工し、全国のカヌー競技者・関係者から大きな注目が集まっています。江の川を利用した横風を受けにくい競技に最適な環境や全国でも数少ない直線1000メートルのコースも設置可能で、レースを一望できるロケーションであることに加えて、バリの伝統建築をモチーフとした雰囲気のあるゲストハウスや充実した設備等で、全国に類をみない唯一無二の競技場となっています。

昨年11月に開催した竣工記念大会には、全国から238人もの選手が参加をされ、「また、このコースで協議をしたい」といった声をたくさんいただいています。また、練習場としている邑智中学校並びに、島根中央高校のカヌー部からも大変好評をいただいています。今年8月には、旧町時代も含めて、インターハイが、美郷町で初めて開催されることになり、全国から高校生カヌー競技者や関係者が多数来町される予定となっています。大会の円滑な開催に向けて、関係機関と密に連携をして、準備に万全を期してまいります。また、機運を一層高めるために、カヌー特設サイトの開設やSNSでの情報発信、地域や島根中央高校生活動実行委員と連携をして、積極的なPRを展開してまいります。インターハイは、「カヌーの町」美郷をPRする絶好の機会でもあります。

大会成功に向けて、町、関係者が一体となって盛り上げてまいりたいと思います。

そして島根県カヌー協会、美郷カヌークラブと連携をしながら、地元でのカヌー振興に向けた取組みを強化し、競技人口のすそ野を広げて、競技者の育成も図ってまいります。ジュニア育成のために、邑智中学校カヌー部の活動を地域クラブ活動に移行し、大和中学校や近隣市町の学校の生徒も参加できるようにし、川本町教育委員会、島根中央高校と協力をしたカヌー体験教室の引き続き実施してまいります。

カヌーレ IMAI では、12月に同志社大学カヌー部13人、島根中央高校と県外の高校・大学カヌー部の合同合宿47人が合宿利用をされており、今後さらに合宿利用や滞在の増加が見込まれます。昨年11月には福井竜夫島根県カヌー協会会長と一緒に、日本カヌー連盟と全日本学生カヌー連盟、関東学連を訪問し、大学生を対象とした大会並びに、カヌー合宿誘致について意見交換をしてまいりました。大学生等を対象としたカヌー合宿の誘致に取組み、また、宿泊環境の充実や定期大会の開催の検討も進めてまいりたいと思います。

なお、カヌーレ IMAI につきましては、昨年10月のバリ・フェスティバル開催時に出演者や関係者から、日本のバリ芸能の聖地となり得るとご意見、ご感想をたくさんいただくなど、イベント会場としても注目をいただいております。カヌーの利用を最優先にしながらも、バリ関連などの様々なイベントでも活用してまいりたいと思います。

バリの町づくりについて申し上げます。昨年は、「バリの町条例」を制定し、町づくりの理念、目的を明文化し、9月10日を「バリの日」として定め、「バリの町室」を新設して、施策を体系的、計画的に取組み、「バリの町を発信していく態勢を整えました。昨年には、「バリ島マス村との30年の交流を高く評価をいただき、国から第18回自治体国際交流表彰総務大臣賞」を受賞いたしました。実施しました主な取組みとしましては、中学生のバリ島訪問バリの日の取組みとして、小中学校での「バリ給食」やガムラン音楽の町内放送、そして、町内外から1300人以上の方に参加をいただいた美郷バリフェスティバルの開催のほか、様々な企画やイベントを実施し、それぞれ大変好評をいただいております。本年5月には、美郷町のバリの町づくりにご理解、ご協力をいただいております在大阪インドネシア共和国総領事館「ジョン・チャヤント・ブスタミ」総領事からご招待をいただき、関西万博会場内のインドネシアパビリオンで開催をされるインドネシア独立記念祝賀会への出席も予定しております。バリの町づくりを更に進め、「バリの町」をPRして、滞在人口、活動人口の拡大を図り、町の活性化に結びつけていくための主な取組みについて申し上げます。

1つ目は、バリ島マス村訪問事業です。令和7年度は、中学3年生を「学生親善大使」と位置づけて実施をいたしたいと思います。昨年実施しましたマス村での文化体験に加えて、新たにマス村でのホームステイを計画しています。より密接な文化体験を通じて、国際感覚を育む、美郷の子どもだからこそできるプログラムにしたいと思います。また、参加された中学生には、帰国後開催を予定しております「美郷バリフェスティバル」にスタッフ参加をしていただくことなども考えております。そして、「学生親善大使」に加えて、町民を対象に、新たに「一般親善大使」と「文化親善大使」の2枠を創設したいと思います。「一般親善大使」は、マス村で、村民の皆さんとの交流を通じて友好を深めていただくとともに、世界的な観光地であるバリ島の名所の訪問や伝統文化に触れ、バリへの理解・親近感を深めていただきたいと思います。「文化親善大使」は、ガムラ

ン音楽やバリ舞踊を実践している方を対象に、本場で、ガムラン舞踊の研修を行っていただき、町のバリ文化の振興に役立てていただきたいと思いますと考えております。

2つ目は、「美郷バリフェスティバル」の開催です。ブラッシュアップをして、より多くの方に参加をいただき、一層楽しんでいただけるようにしたいと思います。今年ハマス村を拠点に活躍されているガムラン楽団の招聘に加えて、台湾から「台湾大学」と、「台北芸術大学」の学生によるガムラン楽団を招聘し、演奏・舞踊のステージを計画しています。また、昨年、大好評だったバリ伝統芸能の「ケチャ」や、インドネシア影絵「ワヤンクリッ」の上演も計画をしています。さらに、インドネシア関連の飲食・出展ブースも増やす予定です。そして、一層の盛り上がりや持続に向けて、実行委員会の皆さんとも連携をし、出演者、参加者の運営参画やボランティアスタッフの募集、また、企業からの協賛を募ってまいりたいと考えています。

3つ目は「バリ文化発信拠点」の整備です。拠点の整備と申し上げましても、大きな予算をかけてハード整備をするつもりではございません。「カヌーの里おおち」の「カヌー博物館」を活用し、文化発信拠点として整備をし直していきたいと考えております。この施設は、元々マス村との交流を契機に、町に浸透したカヌーの普及啓発、交流を図る施設として建設をされており、バリ文化の発信拠点として、うってつけの施設と考えます。整備により、これまでのカヌーやアウトドアファンに加えて、バリ好きや町外からのガムラン合宿者などの訪問により、利用拡大が期待できるものと考えています。仮称ですが、「バリ文化体験交流館」として、同博物館をバリ文化の発信拠点としてリニューアルをし、バリ好きが集まってくる施設に衣替えしたいと思います。交流の歴史資料、ガムラン楽器やバリ絵画などの展示のほか、そのガムラン楽器で練習を行い、カヌーの里のトレーラーハウスに宿泊をしていただく「ガムラン合宿」プランなども検討したいと思います。

美郷バレー構想につきましては、取組みの進展が、新たな展開を生み、その展開を通じて連携の輪が広がり、それらに惹かれた新たな活動人口、滞在人口を生み、移住にもつながっています。麻布大学を含む美郷バレー関連の来町者・宿泊数は、昨年4月から今年1月までの期間で、来町者は608人宿泊数は613泊と前年と比べてともに10%以上伸び、町内消費割合も93%と大きな経済効果ももたらしめています。また、それらの増加に伴って、町民、地域との交流も活発化をしています。「ピンチをチャンスに変える」ために、産官学民の力を結集して、様々な課題解決に取組み、そうした活動に興味・関心を持つ人たちと町民・地域の交流を深め、活性化に結びつけてまいりたいと思います。

麻布大学関連の取組みについて申し上げます。町との連携の深まりにより、麻布大学の教育プログラムにおけるフィールドワークセンターの教育・研究拠点としての重要度がさらに高まっています。従来のフィールドワーク演習で来町する学生に加えて、町に長期滞在して、卒業論文を作成する江口祐輔教授の研究室の学生受入れ数は、令和5年度の2人から今年度には5人に増え、令和7年度には10人に倍増する見込みとなっています。そして、これまで学科単位で行われてきた学生の研究・フィールドワークは、今後、全学科共通に拡大され、学生、教職員の来町のさらなる増加が見込まれています。

また麻布大学の学生と美郷バレー協定を結ぶ神奈川県大磯町にある大磯高等学校の生徒、大磯町の職員など計25人が、獣害対策プログラムの取組みで、3月下旬に来町を

される予定です。更に、今春には、町で4年間研究をされた大学院生が、タイガー株式会社就職をされ、配属も美郷町の中国営業所になる予定です。これまでも、町で研究をした学生が卒業後に、地域おこし協力隊として移住をし、タイガー株式会社で活躍している事例もございます。引き続き、教育研究フィールドとしての質・魅力の向上、学生等の受入れや滞在の拡大に取り組んでまいります。

そして、県内高校生を対象に、麻布大学や美郷町に関心を持ってもらう取組みも強化してまいります。麻布大学生と地域の高校生が協力をして、地域の課題解決のためにアイデアを出し合い、取り組む「高大・社会連携プロジェクト」には、昨年9月に、麻布大学の学生10人と島根中央高校2年生の16人が協力して取り組まれました。美郷バレー参画企業と連携をし、積極的に受入れ、高校生や地域・町民との交流をより活発化させていきたいと思っております。また、昨年5月に締結をされた島根県と麻布大学の県内獣医師確保に関する連携協定につきましても、関係機関と連携をして取り組んでまいりたいと思っております。

続いて、美郷バレー連携企業の活動について申し上げます。年々、美郷バレー連携企業の取組みの幅が広がり、また重層化をしてきており、獣害対策に留まらない幅広い分野で注目が高まっています。昨年10月に開催しました「美郷バレー・山くじらフォーラム」では、全国16都県から大学、企業、自治体を初め、315人の参加があり、その後も視察申込みが続くなど、大きな反響をいただいております。

その代表的な取組みの一つが、林業分野でのドローンの活用です。古河電気工業株式会社、タイガー株式会社、邑智郡森林組合などと連携をした、ドローンを活用した苗木の運搬につきましては、実証試験の段階から実用化の段階へ進みます。令和4年度にスタートした実証実験ですが、本年3月までに、奥山地区の私有林と志君地区の森林研究・整備機構の森林で、苗木運搬を実施をする予定となっております。

そして、令和7年度には苗木等のドローン運搬を支援する「スマート林業推進事業」を創設をいたします。県内初の支援策であり、作業の効率化と従事者の労働負担の軽減という全国共通の林業の課題解決を図り、林業の従事者確保と振興に結びつけてまいりたいと思っております。

また、全国初の廃線跡地活用の試みである、JR西日本、広島大学、鳥取大学、邑智郡森林組合と連携をした旧JR三江線線路敷での鉄道林の森林再生実証実験につきましても、次のフェーズに移行をしていきます。昨年11月に実施した線路敷を使った木材搬出の実証実験は、現在、その検証・評価を行っており、有用性を確認できれば、次は、さらに、私有林からの木材搬出を行う計画です。この実証実験の意義・成果につきましても、研修会等で、広く発信してまいります。

そして、これらの鉄道林では、野生動物対策の視点も取り入れた再造林を行い、生物多様性の保全、土砂災害の防止など、多面的な機能を持つ森林として活かすことができるよう取り組んでまいります。更に、その後は、次の実証実験の場として活用することを計画しています。具体的には、赤外線付きドローンで夜間調査を行い、画像データの収集、解析や再造林地の鳥獣被害状況等を把握してあるなどの野生鳥獣の森林被害防止対策につなげていく試みです。鉄道廃線跡地の問題は、全国的な課題です。全国に先駆けて取組み、美郷町発の課題解決のモデルを創っていきたいと思っております。

次に、獣害対策に始まり、山くじらから美郷もみじなどに幅を広げてきたジビエ肉活

用等の取組みは、美郷バレー参画団体に留まらず、町内の飲食店、学校、住民グループへ連携が広がり、地域に根付き始めています。そして、その取組みに関心を持つ多くの人、企業が町を訪れるといった好循環が生まれてきています。

昨年は、新たな特産品「美郷もみじ」の開発や小中学校での猪鹿鳥給食の実施、獣害対策の作業負担を軽減する電柵部材の商品化などが行われ、「美郷バレー・きゃらバン」の町内活動も一層活発化しています。また、昨年12月には、旧吾郷地域婦人会を前身とする「吾郷地域なでしこ会」が獣害対策を逆手にとった地域おこしの長年の取組みで、女性の生き活きとした社会活動を表彰する「樋口恵子賞」を、山陰で初めて受賞をされています。また、4月には、美郷町出身の高校生がタイガー株式会社に就職をされる予定と聞いております。

こうした、これらの魅力の中でも、特に「食」に関しては、町外から多くの人を呼び込むキラコンテンツになり得るものと考えています。この2月に開催されました農林水産省中四国農政局主催の「ジビエ連携フォーラム」では、国をはじめ参加者から、美郷町のジビエの取組みが高く評価をされたところです。美郷町だからこそのジビエ料理が味わえる「ジビエの町」としての取組みも、改めて注力をしてまいりたいと思います。引き続き、町内や産官学民の方々との連携の輪を広げ、町の新たな魅力を創り、滞在人口、・活動人口の更なる拡大につなげてまいります。

次に、重要施策などに関する情報収集力の強化を図ってまいりたいと思います。ソーシャルメディアなどでの反響や、類似事例の調査、サイトのアクセス解析などを本格的に行い、その分析結果を基にして、施策や情報発信の精度の向上、ブラッシュアップにつなげてまいりたいと思います。

移住希望者向けの情報発信につきましては、町の子育て、暮らし、働き方、支援制度など、移住希望者が求める情報や、美郷町の魅力、施策を分かりやすく一元化した「美郷町子育て移住支援サイト」を令和6年12月に全面リニューアルし、立ち上げました。アクセス数も大幅に増えており、移住希望者への主要な情報収集サイトとして運用してまいります。また、滞在人口・活動人口とのコミュニケーションツールの作り込みを今後検討していきたいと考えています。特にバリ好きやカヌー競技者などを対象に、単にイベントや大会開催の一方的な告知だけではなく、普段から相互にコミュニケーションを図ることのできるWEB・仮想空間の仕組みづくりを検討してまいりたいと思います。新たな人の流れづくりについて申し上げます。地域おこし協力隊につきましては、制度を十分に活用して、地域の活性化や移住、滞在・活動人口の創出に取り組んでまいります。令和6年度には、就労・移住体験プログラム、「大人の山留学」で1人を受入れ、カヌー振興の業務をしながら、町の暮らしを体験していただいています。また、短期滞在プログラム、「大人の山体験」では12人を受入れ、農作業体験や、町の暮らしを体験し、好評をいただいています。令和7年度には、「大人の山留学」「地域おこし協力隊」に入る前のマッチングとして、新たに「おためし体験」「大学生インターン」を実施いたします。希望者のニーズとの相性をはかり、双方にとってよりよい制度の利用につなげていきたいと考えています。また、「大人の山留学」については、「バリ島交流・ふるさと納税・カヌー振興・美郷町の魅力発信」といった町の取組みとリンクをした分野で実施をする予定です。

サテライトオフィスについては、「みさとと。ネスト」は、12室がほぼ満室となる

状況が続いています。また、コワーキングスペースの一時利用者も増えており、テレワークや仕事で訪れる来町者の需要の取組みが進んでいます。現在、国の補助金を使って整備を進めている都賀行のサテライトオフィスは、3月下旬に竣工する予定で、既に利用者の募集を開始しています。レンタルオフィス4室、コワーキングスペース、交流スペースに加え、シャワー室、ミニスタジオなども整備をし、地域との交流機会を設けるなど、「みさと。ネスト」とは異なるニーズ、ワークスタイルの企業などの進出を期待しています。

滞在人口・活動人口の拡大について申し上げます。美郷バレー、バリの町、カヌーの町の取組みの進展により、美郷町への来町者・滞在者が大幅に増加しています。そして、こうした方たちは、今後、目的を持って繰り返し町を訪れる「滞在人口」や町外に住みながら、美郷町に関心を持ち、まちの活性化に寄与する「活動人口」となっていただける可能性の高い方たちだと考えています。これまでと同様、漠然と不特定多数をターゲットとするのではなく、美郷町独自の「強み」「魅力」に興味・関心を持ち、集まってくる人や企業をコアターゲットとして、引き続き、美郷町だからこそ、生み出せる「滞在人口」「活動人口」の拡大を図ってまいります。

「滞在人口」「活動人口」の来町支援を強化をするため、従来ありました滞在支援の2事業を統合して、大幅にリニューアルしたいと思っております。滞在宿泊費の補助につきましては、対象人数をこれまでの8人以上から5人以上に引き下げ、より使いやすくします。また、これまでの合宿・研修利用者に加えて、町イベントへの参加者やカヌー・バリ関係団体、インターン大学生を新たに対象とします。更に、大学生につきましては、3日目以上の滞在日数に応じて「みさと。Pay」ポイントを付与し、また、公共交通やレンタカーでの町への移動経費に対する補助も実施をします。そして、美郷町のファンづくりを促進する取組みも、現在、検討しており、観光庁の「第2のふるさとプロジェクト」事業や、他省庁の補助事業の応募を検討しています。当初予算には計上しておりませんが、採択をされれば、改めて補正予算を提出させていただきたいと考えています。二地域居住の推進について取組んでまいりたいと思っております。1月に行われました石破首相の施政方針で、都市と地方の2地域居住に対する支援や、検討の実施が示されました。令和4年度の国土交通省の調査によりますと、18歳以上人口の6.7%、701万人が二地域居住をしていると推計をされ、また、東京圏在住の20代の半数近くが地方移住に関心があるとされています。テレワークの普及や、自然豊かな環境への関心の高まりなど、二地域居住に対するニーズが高まっており、国においては、二地域居住に向けた関係法令の改正なども進められています。美郷町を含む二地域居住を実践し、町の活性化に寄与していただいている方の中から、「二地域居住アドバイザー」を任命をし、二地域居住に関する町への提言、町外居住先での美郷町のPR等を行っていただきます。こうした活動から得た知見や、今後、具体化する国の事業の活用を検討し、美郷町ならではの二地域居住制度をつくり込んでいきたいと考えています。

町全体の商工業活性化し、賑わいの創出を図るための美郷町商業活性化・賑わい創出事業について申し上げます。この施設には、飲食・物販・産直機能に加えて、多様な事業者が、臨時出店をする「直売チャレンジショップ」や、バリ、神楽などの町の文化発信機能を設けます。また、基本構想検討委員会の意見にありました「子どもが雨でも遊べる空間」も検討し、より魅力ある施設とするよう進めてまいります。昨年秋の基本設

計プロポーザル審査により、設計者を決定し、現在、基本設計を進めており、令和7年度には詳細設計を行う予定にしています。なお、整備予定地の用地買収や物件補償は終了し、ハード整備の準備が着実に進んでいます。美郷町商工会などと連携したテナント誘致や、管理運営体制の検討も、より具体化させていく予定です。

「みさと農業再生プラン」につきましては、プランの核となり、「儲かる農業」と「環境への配慮」を両立した「魅力ある農業」を確立する「みさと型ゼロカーボン農業モデル」の取組み開始に向け、様々な準備を進めてまいりました。3月には、整備を進めてまいりました研修施設の完成を予定しており、また、この施設での「ミニトマト就農研修制度」の募集には、複数の応募があり、既に第1期の研修生を決定しています。4月以降、研修制度をスタートする予定です。「魅力ある農業」に共感する新たな担い手を町外から呼び込み、育成・定住を図る、「攻める農業」の取組みを本格的にスタートいたします。ファームサポート美郷につきましては、運営方針を「耕作放棄地対策」から、「農家の支援」重視にシフトをし、「守る農業」としての役割を明確化します。そのために、体制を強化して、農作業の受託といった農業支援サービス事業の充実などに注力をしてまいります。みさと型ゼロカーボン農業モデルを核とする「攻める農業」と、農家を支える「守る農業」の2つのアプローチによる「みさと農業再生プラン」によって、町の農業活性化を目指してまいります。

「活気あふれる町2.0」へのフェーズ移行を踏まえ、地域の活動サポートや移住推進のイメージが強い「美郷暮らし推進課」の名称を、滞在人口・活動人口の拡大など、町の活気を生む施策を加えて、推進していくために「活気あふれる町づくり課」に改称します。

続いて、3つの重点分野の取組みについて申し上げます。

まず、1つ目の重点分野、「町民の暮らし」について申し上げます。全国有数の「長寿県長寿町」である美郷町において、町民の皆さんが健康で、長生きをしていただくための対策について、申し上げます。まず、健康づくりの第一歩である健康診断につきましては、健診メニューを充実するとともに、受診率の向上に努めてまいります。美郷町の死亡原因で最も多いのが、悪性新生物、いわゆるがんによるもので、中でもすい臓がんは、4番目に高い順位となっています。早期発見に有効とされる腹部エコー検査を新たにメニュー追加をいたします。また、すい臓がんの大きな要因とされる糖尿病の予防対策についても強化してまいります。また、歯周病棟は、糖尿病、心筋梗塞等の全身疾患や要介護状態、認知症との関連性が指摘されており、口腔ケアの重要性が高まっています。メニューに歯周疾患検診を加え、歯周病はもちろん、それらの疾病の予防の取組みを強化します。20歳以上が対象の子宮頸がん検診の検診費用助成につきましても、県外にお住まいの学生が多くいらっしゃることも踏まえ、県外医療機関での検診も助成対象とします。また、子どもの健康に影響の大きい子育て世代の健康づくりについても、事業者との連携や様々な機会を活かし、講座や指導等を実施してまいります。これらの取組みを通じて、病気の予防、早期発見につなげ、また、様々な場を活かした健康教育によって、健康・長寿対策に取り組んでまいります。

感染症対策等につきましては、新型コロナ、季節性インフルエンザの高齢者のワクチン接種助成を継続するほか、状況に応じた注意喚起など、必要な対応を行ってまいります。また、65歳以上の方を対象に定期接種化される带状疱疹ワクチン接種費用の助成

を行います。

高齢者福祉等について申し上げます。第9期美郷町高齢者福祉計画を踏まえて、住民主体で、高齢者のサポートや交流の場づくりなどに取組む連合自治会単位での生活支援体制づくりを引き続き進めてまいります。生活支援事業につきましては、令和6年度に長藤地域で事業が開始され、計4地域での実施となりました。現在、更に2地域が検討されており、実施に向けた支援を行ってまいります。また、その他の地域につきましても、順次働きかけを行ってまいります。介護予防対策につきましては、ニコニコ健康教室など3つのメニューを実施をしており、引き続き、ニーズを踏まえて、内容を充実させていくほか、住民グループによる取組みへの支援や、専門職による短期集中の訪問指導を行います。認知症予防対策につきましては、「認知症カフェ」を基本会場である「地域活動支援センター」に加えまして、令和6年度から、地域の集会所等で実施をし、多くの好評の声をいただいておりますことから、引き続き、地域に出向いて実施をしたいと思っております。また、初期の方への訪問集中指導も実施いたします。高齢者・障がい者福祉施設では、物価高騰の影響が長期化をしていることから、サービス等に支障を生じさせないために、光熱水費等への助成を行い、運営を支援します。

安全・安心な町づくりについて申し上げます。

治水対策につきましては、港地区防災集団移転促進事業が、この3月をもって全世帯が移転をされ、全国初となる予防的な防災集団移転事業が完了いたします。潮上地区の堤防整備につきましては、昨年、国による地質調査が行われており、今後の事業化に向けて、引き続き国に働きかけを行ってまいります。また、都賀本郷地域をモデル地区に指定し、国土交通省浜田河川国道事務所と連携した今後の外水対策の調査研究につきましても、引き続き進めてまいります。そして、令和4年3月に決定をされた、「江の川中下流域マスタープラン」に基づく治水対策がより進められていくよう、引き続き、国、県等と連携を密にして取組んでまいります。その他の防災対策につきましても、治山、砂防、急傾斜地、地すべり等の事業の採択・実施を国、県に強く働きかけてまいります。また、防災重点ため池につきましては、別府、乙原両地区の廃止工事、栗原地区の廃止調査設計を予定しており、地域と協議をしながら進めてまいります。

災害対応力の強化につきましては、デジタル版ハザードマップ等の防災情報、災害情報収集アプリ、マイナンバーカード利用による避難所受付など、デジタル技術を積極的に活用し、日頃の備えと災害発生時の両面から強化を図ってまいります。内水対策につきましては、先ほど申し上げました治水対策の調査・研究に加えて、排水用ポンプや県配備のポンプ車の活用など、関係機関と連携した機動的な運用・体制づくりに努めてまいります。また、以前より様々な場で繰り返し国に要望してまいりましたが、AI等を活用した樋門の自動操作化の実証実験が全国初の試みとして、令和7年の出水期から河木谷樋門で開始をされる予定です。実装されれば、操作員の方の安全の確保、水防団の負担軽減などを図ることができる画期的な仕組みとなるため、取組みが進むよう国土交通省と連携をしております。そして、日頃から災害に備え、命を守る早めの行動をとっていただくために、地域の防災力の強化も一層注力してまいります。古河電気工業株式会社と連携した地区防災計画づくり、防災ワークショップの支援は、実施地区を増やし、また、防災学習会・訓練などによる防災意識の向上や、地域防災の仕組みづくりや、町との連携を図る取組みを進めてまいります。また、避難所の環境改善に努めてまいり

たいと思います。指定避難所の備蓄品等は年次で更新・追加をしておりますが、特に、中長期の避難に備えたベッド、トイレ、バスなどの整備は、重要なテーマである一方で、その調達に大きな予算が必要となるのがネックとなっています。現在、国の事業に応募しており、その採択を受けることができれば、関連する資機材を拡充し、避難所の環境改善を図りたいと思います。その際は、より有利な財源を確保するため、速やかに令和6年度予算を補正させていただきたいと考えています。

不便の少ない暮らしについて申し上げます。

DX デジタルトランスフォーメーションを様々な分野で活用して、町民生活や行政の手続き・サービスの利便性向上、事務の効率化に取り組んでまいります。安全性を確認した生成 AI を含む新技術の検討や活用を行い、また、デジタルに不慣れな方にとっても利用しやすい仕組みづくりを進めてまいります。

行政手続きにつきましては、町民に身近な手続きを中心に、曜日や時期にとらわれず、簡単に手続きができるオンライン申請化を進めています。既に、子育て・介護関連、検診の申込みや確定申告の予約、各種給付金の申請など、順次メニューを追加しており、更に拡大をしてまいります。また、マイナンバーカード等を活用した窓口手続きの負担軽減・省力化にも取り組みます。マイナンバーカードを読み取り、申請書に住所、氏名等の個人情報自動印刷をする「申請書作成支援システム」を導入をし、申請者の負担軽減、時間短縮と事務の省力化を図るとともに、マイナンバーカードの活用の幅を広げてまいります。

オンライン診療につきましては、現在の君谷診療所に加えて、大和診療所での開始準備を進めており、環境整備が完了すれば、利用周知を行ってまいります。

情報発信については、イベント等の開催とあわせた特設サイトの開設や、アクセストレンドの分析など、効果的な情報発信に努めています。今年1月19日には、美郷町公式LINEのお友だち「登録者数」が、1万3005人となり、町の人口の3倍を超え、その後も順調に増加をしています。「人口比の登録者数」は、全国自治体、第2にランクアップし、中国地方ではトップになっています。令和7年度には、美郷町公式ホームページのリニューアルを予定しています。サイト訪問者が3クリック以内で、必要な情報にアクセスでき、不慣れな方につきましても、直感的な操作で情報にたどり着くことができるようになるサイトの構成見直しなどで利便性の向上を図ります。今後も、ターゲットを踏まえたSNSの活用による戦略的な情報発信や、利用者ニーズに応じた、公式ホームページの利便性向上や情報充実などに取り組んでまいります。

「美郷町地域公共交通計画」を踏まえて、県、関係市町などと連携して公共交通対策に取り組んでまいります。更に、それに留まらず、深刻化する運転手不足や、町民生活にとって重要な課題の解決のために、引き続き様々な方策を検討してまいりたいと思います。令和6年度には、タクシー利用助成事業を拡充し、居住地制限の廃止により、移動手段を持たない、全ての町民が利用できるようにし、更に、この3月までの期間限定で、利用エリアを町内全域に拡大をしてニーズ調査を行ってまいりました。そうした事業拡充の結果、令和7年1月末時点で、利用登録者数は94人に、その利用は988回と、共に約5倍に増え、大変多くの利用と好評の声をいただき、また、利用者アンケートや、連合自治会長会議での意見交換などで、地域の実情やニーズ把握にも努め、検討してまいりました。これらを踏まえまして、令和7年度からは、この拡充を制度化するも

のといたします。また、この拡充の制度化により、既存の交通手段も整理をいたします。具体的には、利用が少なく限定されており、タクシー利用助成事業と比べ稼働回数や利便性が低い邑智地域の「らくらくバス」と大和地域の「デマンド型乗合タクシー布施線」を廃止をし、これまでの利用者には、より利便性の高い新たなタクシー利用助成事業をご利用いただくことといたします。自動運転につきましては、引き続き実証実験の実施を予定しています。昨年11月に行いました自動運転EVバス実証実験では、産業祭での試乗会と粕淵地内の試乗運行で342人もの方に試乗をいただき、多くの好評のご意見をいただき、また、町外から多数の視察もあるなど、大きな注目を集めています。令和7年度は、より長距離の運行を検討しており、昨年の実証実験を踏まえ、ルート選定などを行い、実装に向けて、更に踏み込んだ実証実験を行ってまいりたいと思います。脱炭素のまちづくりについて申し上げます。美郷町は、環境省の事業の採択を受けて、全国トップクラスの町民・事業者向けの様々な補助制度を実施し、大変多くのご利用をいただいています。特に、高効率設備の導入につきましては、令和4年度からの3年弱の期間で、エアコンなどの空調設備309件・交付額4481万円、照明設備58件・交付額228万円の実績となっています。町民・町内事業者から大変好評をいただいております。そのため、令和7年度中には、当初立てました事業計画の上限額に達する見込みとなっています。この上限額までが国の交付金要件であるため、大変不本意ではありますが、高効率設備の導入補助につきましては、上限額に達するまでとさせていただきたいと思います。EV車補助につきましては、美郷町は、人口1万人当たりのEV車普及数が90台を超えました。全国都道府県トップの岐阜県の67.3台を大きく上回り、島根県平均の44.8台の2倍以上となりました。また、令和7年度は、EV車の利用環境の整備と、公用車のEV車導入推進に合わせて、公共施設への充電設備設置を予定をしています。高効率設備の導入補助は、令和7年度内までになる見込みですが、他の補助は、今後も継続をいたしたいと思います。脱炭素化を推進するとともに、これからの時代に応じた町民の暮らしの利便性の向上や、事業者の活動支援を図ってまいります。

地域活動の支援について申し上げます。13連合自治会が策定をされている、地域主体で持続可能な地域づくりに取り組む地域コミュニティ計画後期計画は、最終の5年目となります。それぞれの地域の課題や将来のために、町民が協力し合い、地域が主体となった取組を引き続き支援をしてまいります。

また、令和6年度に整備を開始いたしました都賀長藤地域の活動拠点につきましては、令和7年度には建築に着手いたします。都賀長藤地域の4連合自治会におかれましては、整備後の運営に関する協議を重ねていらっしゃいます。地域が連携して、主体的に地域の活性化、課題解決に取り組んでいく拠点施設として整備を進めてまいります。

2つ目の重点分野の「人口減少対策」について申し上げます。引き続き、直接的な人口増加施策である移住・定住対策に加えて、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりに取り組んでまいります。そして、それらに留まらず「活気あふれる町2.0」で申し上げました滞在人口・活動人口を生み出す取組みなどに一層注力してまいります。「子育て支援その先へ」の考え方にたった「子どもの成長支援」について申し上げます。令和5年度から開始をした返還不要の給付型奨学金「美郷町子ども未来応援金」は、2年間で51人の生徒にご利用いただき、多くの感謝の声をいただいています。成長意欲

や進学意思のある子どもたちが、経済的な理由で進学を諦めることのないように、引き続き実施をしております。今年1月に開催をしました、「はたちの集い」には、応援金の最初の利用者の皆さんが多数参加されており、皆さんに後輩たちのために将来のふるさと納税を呼びかけています。美郷町の子どもたちによる持続可能な循環型支援の仕組みの構築を目指しております。

小中学生の将来役立つ能力開発を応援する「みさと。ステップアップ」については、英語検定、数学・算数検定、インドネシア語検定の資格取得費用に対し、「みさと。pAY」ポイントを付与しており、令和6年度は11件の利用をいただいております。「こうした支援があったから、チャレンジをした」といった声もいただいております。子どもたちの興味や可能性を伸ばすために、引き続き実施をしております。

学校給食の質の向上について申し上げます。令和6年度から予算を倍増し、1食当たりの給食単価が県内トップとなった学校給食については、子どもたちや保護者からも大変好評をいただいております。「猪鹿蝶給食」や、「石見ポークや地元産大豆を使ったバリ給食」「石見和牛給食」などを毎月提供し、「みさとの美味しい日」でも、地元食材をふんだんに使った給食を提供しています。子どもたちは大変楽しみにしており、その様子は、SNS等でも発信をされています。安心して新鮮な地元食材をふんだんに使った栄養価が高く、おいしい特色ある給食をおなかいっぱい食べてもらい、子どもの健康や身体の成長を支援するとともに、地元食材の生産者の意欲向上にも役立てていきたいと思っております。

また、町内小中学校4校の全児童生徒のタブレットを更新いたします。平成26年度から段階的に導入をし、現在は1人1台の端末を配備をしています。子どもたちのICTスキルや学習活動は年々向上しており、今年1月には、文部科学省・全国ICT教育首長協議会の「全国ICT教育首長協議会優秀賞」を受賞をいたしました。今後もICTを活用し、子どもたちの学習意欲・効率を高めるよう取り組んでまいります。

「バリの町づくり」で触れましたが、中学3年生を対象としたバリ島マス村訪問事業は、美郷町だからこそできる、子どもの成長を支援する取り組みです。将来を担う子どもたちが、国際感覚を養い、その視野を広げ、成長するきっかけとなるよう、更に工夫して実施をいたします。

子育て支援について、申し上げます。現在実施しております主な事業としましては、「保育料・保育所給食費の無料化」「小中学校の無料送迎スクールバス」「放課後児童クラブの利用無料化」「高校生までのインフルエンザ予防接種無料化」「不妊治療費の助成」「子の誕生の際の定住ポイントの付与」などの経済的な支援や、子育て世代の親子を支援する「産前産後サポート」「スマホによるオンライン健康相談・思春期相談」、 「保育所や学校と連携した発達相談」「子育て支援センター」などの充実したメニューを実施をしております。更に拡充をしていきたいと思っております。

1つ目として、新たに「不育症」治療への助成を行います。妊娠はされるものの流産等繰り返される不育症と診断をされた方を対象に、その治療費を助成いたします。

2つ目は、子ども医療助成事業の対象を拡大します。出生から中学校卒業までであった対象年齢を高校卒業までに拡大をして、18歳までの医療費の自己負担分を全額助成をし、子育て世代の経済的支援を行います。

美郷町の特徴的な事業である定住ポイントにつきましては、転入、就職、結婚、出産

などのライフステージの節目でポイントを付与し、町民・移住者の暮らしを応援しています。平成26年度以降で約900件の申請をいただき、1億ポイント以上を付与しており、大変多くの方に利用をいただいています。令和7年度はさらに拡充をして、人手不足の分野やエッセンシャルワーカーの人材確保という課題解決につなげてまいります。1つ目に、対象者を拡大したいと思います。国の特定技能・育成就労の受入れ分野の拡大や町の人材不足を踏まえて、特定技能・育成就労・技能実習の方を対象といたします。2つ目に、人手不足が顕著な分野のエッセンシャルワーカーの人材確保のために、介護施設、農業法人、タクシー運転手の就職に20万ポイントを付与します。

3つ目に、看護師、介護福祉士、ケアマネジャー、大型自動車二種免許保有者を対象としております有資格者ポイントの対象者に、特定技能・育成就労等の方を追加をします。「みさとと。サステナブルハウス」について、申し上げます。「美郷町だからこそ可能なサステナブルな暮らしが実現できる」をコンセプトに、公営住宅としては例を見ないこだわりの住宅のサステナブルハウスは、令和6年度に4世帯が入居されています。コンセプトを踏まえた設備、家庭菜園に加えて、町の充実した子育て支援メニューなどで好評をいただいています。現在、浜原、都賀西で8棟の建設を進めており、それらの入居者の募集を進めています。令和7年度は、浜原に2棟の建設を計画をしています。サステナブルな暮らしを志向する方達をメインターゲットにPRを展開し、移住につなげてまいります。また、「住まい確保対策」につきましましては、新たな事業として、空き家を改修して賃貸住宅にする場合の補助事業を創設します。空き家利用希望者の傾向では、約8割の方が賃貸を希望されており、一方で、令和4年度に実施した外観目視の空き家調査では、利活用可能性のある空き家は、町内に約400件と見込んでいます。それらをマッチングして、空き家活用の促進を図り、住まい確保に取り組んでまいります。「みさと充実暮らし事業」は、令和3年度の創設から、16件の利用をいただき、継続して問合せもいただいております。引き続き実施をいたしたいと思います。これらに加え、定住者向け住宅改修事業、空き家利活用推進事業、空き家バンク制度といったメニューで、移住・定住者の住まいの確保を推進してまいります。

ふるさと納税については、令和5年度は3900万円の寄付をいただき、令和6年度は、1月末で約3400万円、企業版ふるさと納税は、2社から200万円をいただいています。寄付の窓口を広げるために、新たに4つのふるさと納税サイトを追加をして、8サイトに拡大いたしました。魅力のある返礼品の開発・登録に加えて、それらの魅力の見せ方のブラッシュアップや、クラウドファンディング活用の検討なども行い、納税先としての魅力、認知度の向上を図り、納税額の拡大に取り組んでまいります。

3つ目の重点分野の「町の活気づくり」について申し上げます。

観光振興について申し上げます。令和6年の来町者数は約9万人、宿泊者数は約1万人と、コロナ禍前の水準に戻ってきており、その間に発掘をし、磨いてきた美郷町ならではの観光コンテンツの認知度も高まってきています。また、広島広域都市圏参画による広島方面や圏域をターゲットとした取組みも始まっています。令和7年度は、美郷町観光の魅力発信やコンテンツの更なる活用、美郷町観光協会と連携した取組みなどにより、滞在人口の拡大につなげていきたいと思っております。田之原を流れる「両国おろし」や野間の雲海は、シーズンには、何度もテレビや観光サイトなどで取り上げられるようになっていきます。シーズンを重ねるごとに、来訪者は増加をし、雲海予報の閲覧数も増加

をしています。町内事業者とも連携して、来町者をターゲットとした観光メニューを検討していきたいと思っております。また、現地の環境につきましても、田之原展望台にトイレを設置させていただいており、引き続き維持整備に努めてまいります。神楽については、先日2月に、町内6つの神楽団と飯南町神楽団が出演をする初の神楽共演大会が開催をされ、350人以上の来場者があり、大盛況でした。美郷町神楽連絡協議会と連携をして、この競演大会の定期開催化に取り組むことに加えて、広島広域都市圏や江の川流域広域観光連携推進協議会など、連携の幅を広げ、PRや集客の強化に努めてまいります。千原温泉は、「ひなびた温泉ランキング第1位」となって以降、全国から秘湯ファンが多数訪れるようになっております。また、2023年のビジネスプランコンテスト受賞プランの「長寿町からのおふくわけ」でも、温泉を活かした新商品開発を進められています。そして、温泉やどぶろく、山くじら肉に加えて、「美郷もみじ」が飲食店メニューとなり、美肌・健康コンテンツは充実をしてきています。関係機関と連携をし、引き続き「美肌県美肌町」のキャッチフレーズをはじめ様々な観光コンテンツの積極的なプロモーションを行い、魅力発信に努めてまいります。また、統一的デザインコンセプトで目を引き、町の魅力を伝える「みさとと。ブランディング」による観光・案内看板の整備につきましては、カヌーレ IMAI の完成やインターハイ開催を踏まえて、同施設周辺や町境へ設置をしたいと考えています。

今年美郷町潮村出身の日本画家「中原芳煙」氏の生誕150周年の年となります。令和2年11月に開催いたしました「中原芳煙展」では、3日間で600人を超える芳煙ファンが町内外から来場され、発刊した伝記マンガがもう注目を集めました。令和7年度は、生誕150周年を記念し、中原芳煙展を開催いたします。数多くの優れた故郷の風景や生き物の日本画を残し、39歳でお亡くなりになられた中原芳香煙氏の生涯を振り返り、島根県立美術館等が所蔵している貴重な作品展示も行う予定としています。郷土出身の天才画家の画業を広く伝え、地域づくりや教育に活かしてまいります。

町の強みを活かしたビジネス創出・事業者支援について申し上げます。令和7年度も「みさとと。ビジネスプランコンテスト」を実施し、町の強みを活かしたユニークなビジネスにチャレンジする事業者を支援してまいります。令和6年度は、町内在住者の町の遊休農地を活用した「美郷バレー構想に沿った休耕地活用事業」と、県外在住者のバリのコンテンツを活かした「交流・学び・豊かなバリの町づくり」の2つのプランを採択しています。事業化に向けた準備を伴走支援をし、まちの課題解決や強みを活かした活性化につなげてまいりたいと思っております。また、町内事業者を幅広く支援をする「地域商工業等支援事業」につきましては、新たに「チャレンジ事業者支援」枠を設けて、新たな起業・ビジネスチャレンジのための試作品開発やビジネススクール通学などを支援します。引き続き、空き店舗等の利活用や異分野進出、起業や特産品開発、事業継続の町内事業者の意欲的な取組みを支援してまいります。

地域電子マネーの「みさとと。PAY」につきましては、利用者と店舗の双方の利便性の向上を図るために機能を充実させています。アプリの導入により、スマホでの決済や残高確認、クレジットカード等からのチャージが可能となり、また、店舗にとっては、カード読み取りの機器整備や手間も省けるようになってきています。物価高騰対策として、令和7年度は8月に、「みさとと。PAY半額まつり」を計画しています。令和4年と5年に実施をいたしました「美郷丸ごと！半額まつり」は、当時、冷え込んでいた町内消

費の拡大に大きな成果がありました。今回のキャンペーンでは、ポイント付与率を、以前と同じ50%、上限2万ポイントとして実施をし、支払い対象は、「みさと。PAY」加盟店での「みさと。PAY」カードまたはアプリでの支払いに変更します。また、町外の方は、アプリ利用者のみを対象とさせていただきます。美郷町商工会と連携した利用店とアプリ導入の拡大を図り、消費の町内循環の仕組みづくりを進め、そして町外消費の町内誘導、町外からの消費取り込みによる町内消費の拡大を図ってまいりたいと思います。

農業については、集落営農組織が22集落で立ち上げられ、地域の農業を担っていただいています。しかし、担い手不足から、兼業農家が活動の中心となり、負担が集中しているケースもあり、それらに対する必要な支援を行ってまいります。また、今後の地域農業の維持発展の方向性を定める地域計画の策定につきましても、引き続き支援をしてまいります。その地域計画も踏まえて、先ほど、「みさと農業再生プラン」で申し上げましたように、ファームサポート美郷による農業者支援サービス事業も行なってまいりたいと思います。

畜産については、飼料価格の高騰や子牛価格の低迷で厳しい状況が続いています。特に、多頭飼育農家につきましては、県などと連携をした経営サポートを行うほか、様々な町の補助制度を活用して、畜産経営を支援してまいります。

林業につきましては、先ほど申し上げました、美郷バレーの取組みに加えて、基盤整備や林業従事者の担い手確保育成等に取り組んでまいります。基盤整備では、引き続き木材搬出のための林道大野線の側溝水路整備や、町内林道橋の点検のほか、令和11年度開設を目指した県専用道ロクロ谷石見線の継続工事や、林道、森林作業道の維持、開設等の路網整備を進めてまいります。また担い手人材確保・育成につきましては、就労環境の改善支援に加え、高校の職場体験受入れやイベントでのPR等、美郷町林業推進協議会と連携をして、積極的に取り組んでまいります。

次に、インフラ整備等の主な取組みについて申し上げます。

国道・県道について申し上げます。国道375号につきましては、粕渕工区が完了し、引き続き、湯抱2工区の改良と、響谷から道の駅までの長藤工区での歩道整備が進められます。県道につきましては、川本波多線、多田港工区の江の川の左岸側で、引き続き盛土工事が進められます。また、別府川本線の地頭所港工区は、地頭所地内で拡幅工事が進められる予定です。これらの着実な推進のために、引き続き県に働きかけを行ってまいります。また、国道375号の長藤地内の未改良区間と、川本波多線の高畑地内の冠水対策等については、引き続き事業化を要望してまいります。

町道等について申し上げます。町道については、継続事業である都賀行宮内線、滝原下線、吾郷浜原線明塚地区の拡幅改良、上川戸粕渕線の落石対策、生活関連道路の三反谷線、奥山支線の拡幅改良を計画しています。また、新規事業として、吾郷浜原線亀村地区の法面对策、生活関連道路の笹目線の拡幅改良を計画しています。橋梁については引き続き、道路法に基づく点検を実施をし、必要な箇所を修繕し、安全対策・長寿命化を図ってまいります。

上下水道事業について申し上げます。簡易水道事業については、令和13年度までを計画期間とする比之宮地域簡易水道施設の改良を引き続き進めてまいります。また、新規事業として、君谷地域簡易水道施設、吾郷地域簡易水道施設の改良を計画をしていま

す。下水道事業につきましては、令和5年度に着手しました固定式脱水機の設置は、年内を目途に完了いたします。両事業とも、町民の生活に不可欠なインフラとして、将来にわたり持続していくよう、経営努力を続けてまいります。

農業基盤について申し上げます。令和3年度にいただきました地元要望を踏まえて進めておりました宮内地区の「ほ場」整備につきましては、令和7年度に島根県事業が採択見込みとなりました。今後、地元や県と協議をしながら、詳細設計等を進めてまいります。

人権問題の取組みについて申し上げます。社会情勢の変化や価値観の多様化により、インターネットによる人権侵害をはじめ、多様な性、ハラスメントなど、新たな人権課題への対応が重要となってきています。「一人一人の人権が尊重される社会の実現」に向けた教育、啓発や人権侵害等に対する相談など、関係機関と連携をして取り組んでまいります。

令和7年度の予算の概要について申し上げます。「活気あふれる町2.0」のフェーズに進み、重要施策を積極的に推進するための予算編成を行いました。引き続き町民の暮らしに密着し、欠かせない分野の施策の予算を確保した上で、町の課題解決や、町の将来に向けた重要施策、3つの重点分野に重点的に予算を配分しています。財源に関しましては、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金をはじめとする国・県の様々な補助金や有利な起債の活用に努め、また、基金も活用して編成を行いました。一般会計の総額は77億4900万円で、前年度の74億4600万円と比較をし、3億300万円、4.1%の増額となりました。また、特別会計の総額は、4会計合計で約9億2000万円です。全会計における、「活気あふれる町2.0」を含む3つの重点分野に係る予算額は、約18億6900万円、長期総合計画に係る予算額は約55億2900万円です。主な歳入につきましては、普通交付税で6000万円の増、特別交付税で1000万円の減を見込み、地方交付税の総額は、前年度比5000万円増の35億8000万円を見込んでいます。地方債は、前年度比2億3040万円減の合計約8億2800万円であり、基金は、財政調整基金3億9000万円、減債基金7200万円、特定目的基金2億1970万円の計6億8170万円を繰り入れています。主な歳出につきましては、都賀長藤地域活動拠点整備事業、ファミリー向け移住住宅建設事業、EVバス自動運転社会実装実証事業、自動発艇装置の整備を含むインターハイ開催に係る経費を計上しています。また、一部事務組合負担金につきましては、自治体システムの標準化により、邑智郡総合事務組合の負担金が増加しておりますが、郡総合事務組合と邑智郡3町が連携をして、それらへの財政措置を国に強く要望をしています。その他の負担金や公営企業会計への繰出金につきましても、引き続き当該機関や構成市町との協議や、安定的経営に努めてまいります。町民の暮らしに密着した課題解決や町の将来のための施策に積極的に予算措置をしながらも、中長期的な視野を持った財政運営に努めてまいります。

結びとなりますが、美郷バレー構想、バリの町、カヌーの町など、これまで取り組んできた美郷町の強みを活かした町づくりが大きく進展をし、また、麻布大学フィールドワークセンター、カヌーレ IMAI、サテライトオフィス、サステナブルハウス、新規就農研修施設など町づくりに関連する施設整備も進んでまいりました。いよいよ「活気あふれる明るい町」「町外と活発な交流のある町」の実現に向けた道筋が見えるところまでやっております。しかしながら、ここで、安心をして緩んでしまったら元も子もあり

ません。これからは、ここまで積み重ねて作ってきた体制を土台にして、着実に結果を出していくことが重要と考えています。「為せばなる、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」、江戸時代中期に、米沢藩を立て直した名君、上杉鷹山の言葉です。「どのようなこともやる気と強い信念を持って一生懸命にやり通せば、必ず実現できる。逆に、無理だと思ってあきらめ努力をしなければ、絶対に実現できない」という意味です。必ず成し遂げるといふ強い意志を持って、新年度も美郷町の町づくりに注力してまいりたいと思います。町民、議員、関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。諸議案につきましては、後ほど担当課長から説明を申し上げます。何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

#### ●原議長

町長の施政方針が終わりました。  
ここで11時5分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時55分)  
(再開 午前 11時05分)

#### ●原議長

会議を再開いたします。

日程第4、議案の上程説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案10件、予算案7件、一般事件案8件の計25件であります。議案第6号から議案第30号までの25議案を一括上程いたします。

初めに、議案第6号から議案第15号までの条例案10件について、順次、提案理由の説明を求めます。

#### ●原議長

番外、番外総務課長。

#### ●中原総務課長

上程いただきました議案第6号、美郷町課設置条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。この条例は、課の名称を改称するにあたり、課設置条例を改正するものです。先ほど町長が施政方針で申し上げましたように、美郷バレー構想、バリの町づくりなどの様々な町づくりに対し、また、カヌーレ IMAI やサステナブルハウスなどの施設整備も進んでいます。これまで進めてきた施策が目に見え始め環境も整ってきています。これらを踏まえて、2つのビジョン「活気あふれる明るい町」「町外と活発な交流のある町」の実現に向け、政策推進の段階を新たなフェーズに進め、そのフェーズを「活気あふれる町2.0」として、ギアを上げて重要政策を進めていく方針です。このフェーズ意向を踏まえ、地域の活動サポートや、移住推進のイメージが強い美郷暮らし推進課を改称して、活動人口・滞在人口の拡大など、町の活気を生む施策を加えて推進していくために、「活気あふれる町づくり課」に改称いたします。改正内容につきましては、新旧対照表の1ページのとおりです。町長の直近下位の内部組織を定める第1条で規定する美郷暮らし推進課を活気あふれる町づくり課といたします。この施行日は令和

7年4月1日です。なお、この条例は、課の名称の変更であり、町長部局の数に変わりはありません。以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

上程いただきました議案第7号、美郷町デマンド型乗り合いタクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。このたびの改正はこれまで、地域の公共交通路線を補完する形で運行を行ってきまされたデマンド型乗り合いタクシーにつきまして、一部の路線の見直しを行うものです。デマンド型乗り合いタクシーは、利用希望日の前日までにタクシー事業者に予約をし、規定の時刻にそれぞれの乗降場所から利用していただいておりますが、近年の利用実績を見ますと、一部の路線で利用率の低下が顕著になっております。これらの路線を見直し、その代替交通として、タクシー利用助成事業への移行することによりまして、利用者の利便性の向上を図るものです。利用者にとりましては、運行する曜日や時間、乗降場所等の制約がなくなり、より使いやすい交通手段になると考えております。具体的には、対象となる路線のうち布施線及び明塚線につきまして、デマンド型の運行を廃止する改正を行います。改正の内容につきましては、新旧対照表をごらんください。第3条第2項で、デマンドタクシーの運行日及び運行時間は、規則で定めるとあるものを別に定めるとします。続いて、別表第1第3条関係のうち、別記1にありますように、布施線及び明塚線の項を削除するものです。最後に、改正文にお戻りいただきまして、2ページ附則で、この条例の施行日を、令和7年4月1日から施行するとしています。以上で、議案第7号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●永妻美郷暮らし推進課長

上程いただきました議案第8号、美郷町サテライトオフィス条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この改正は、今年度整備をしております都賀行公民館2階のサテライトオフィス開設に際し、条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表でご説明をいたします。改正する内容は、第2条、名称及び位置、各号を削り、新たに名称、位置を追加いたします。追加する内容は、「みさとと。ネスト」場所 邑智郡美郷町粕渕355番地1。続いて、「みさとと。ネオ」邑智郡美郷町都賀行120番地1です。本文2ページへお戻りください。付則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。以上、議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

それでは、上程いただきました議案第9号について説明いたします。この条例は、令

和6年の人事院勧告等を踏まえ、職員の給料、諸手当について所要の改正を行うものです。人事院勧告等による対応は、昨年11月29日に提出し、同日に議決いただいた条例で、主に令和6年4月1日から施行するものと、この4月1日から施行するもので、段階が分かれています。このたび提出している条例は、令和7年4月1日から施行する内容に係るものです。この条例は、改正する箇所や引用が関連し合い複雑なため、概要をまとめた参考資料を配信しており、それにより説明させていただきます。このたびの改正では、主に7点の事項を改正いたします。また、それらの改正に伴う所要の経過措置や、このたびの改正に関連する規定の整備、整理を各条や附則で行います。最初に、第1条で改正する美郷町の職員の給与に関する条例に係る事項から説明いたします。1点目は、扶養手当の改正です。配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の額を1人につき1万円から1万3000円とします。これについては、経過措置を設け、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、配偶者手当を3000円、子に係る手当を1人につき1万1500円とします。これは、新旧対照表の1ページ目から3ページ目上あたりまでの第10条、第11条の改正が該当します。なお、経過措置につきましては、議案の条例の11ページから12ページ、附則第4項が該当します。2点目は通勤手当の改正です。1カ月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額と、自動車等に係る通勤手当の額と、特別急行列車等を使用する場合の通勤手当の額をそれぞれ合算した額の限度5万5000円から15万円とします。なお、自動車等のみの場合の上限額は変わらないことを申し添えておきます。これは、新旧対照表の3ページから4ページ目中あたりまでの第12条の改正が該当いたします。3点目は、単身赴任手当の改正です。制度導入時は、採用時任用時は支給対象となっていませんでしたが、近年の人材確保の困難性の高まりなどから、これを支給対象とすることとします。これは、新旧対照表の4ページ下あたりから5ページ上あたりまでの第12条の2の改正が該当いたします。念のため申し上げますと、2点目の通勤手当、3点目の単身赴任手当の改正は、人事院勧告を踏まえたものであり、県内他自治体においても同様の対応される予定です。4点目に、管理職員特別勤務手当の改正です。管理職員は業務を自ら管理する職であるということから、時間外勤務手当は支給されませんが、全国的に、その勤務が深夜、休日に及ぶ事態が相当程度見られ、その負担が大きくなっていることから、支給対象時間について、午前0時から午後10時からとするなどの改正を行います。これは、新旧対照表の5ページ中あたりの第17条の2の改正が該当いたします。5点目に、いわゆる再任用職員の手当の改正です。制度創設時は、職務関連の手当が中心となっていましたが、近年、高齢層職員の能力、経験の活用が一層進められ、重要となっていることを踏まえて、その対象が見直されました。美郷町の場合、それらのうち、該当する住居手当、単身赴任手当を支給することとします。これは、新旧対照表の4ページ目下あたりから5ページ目上あたりまでの第12条の2と、5ページの第19条の2の改正が該当いたします。6点目に、給料表の改正です。係長等以上に昇格したときのメリットを拡大するために、行政職では4級以上、医療職は2級以上の初号級から中号級あたりをカットした給料表といたします。これは新旧対照表の行政職は、6ページから11ページまでの別表第1、医療職は、11ページから15ページまでの別表第2の改正が該当いたします。次に、第2条で改正する美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例に係る事項について説明申し上げます。7点目の特定任期付職員の手当の改正です。業績に応じて支給する特定任期付職

員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することとします。その支給割合は、支給時期ごとに100分の87.5といたします。これは新旧対象表の16ページの第7条と第8条の改正が該当いたします。また、議案の附則第6項では、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正を行います。これは、このたびの改正に伴い規定を整理するものです。この点は、新旧対照表の17ページの第4条の改正が該当いたします。議案の条例の11ページから12ページの附則では、この条例の施行日、経過措置等を定めています。第1項では、施行日を令和7年4月1日といたします。第2項、第3項は、給料表を改定する場合に必要な定型的な規定で、号給の切替えや、それにより支障がある場合に必要な調整等を行うことを定めます。第4項は、先ほど説明いたしました、扶養手当の経過措置、第5項は、第2項から第4項の実施に関し、更に詳細がある場合の委任を定めます。第6項は、先ほど説明いたしました地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正を行うものです。以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第10号の説明をいたします。この条例は、近年の災害の激甚化、頻発化に対処するため、職員の特殊勤務手当について、所要の改正を行うものです。国においては、昨年の能登半島地震を契機に、災害対応にかかかかる手当について改正・拡充をしています。美郷町においては、県内に限らず広島県側の大雨の影響による江川の増水や、浸水被害が度々発生しており、また、大雨による土砂災害や、平成30年には、県西部地震による被害等も発生しています。その他、国・県等の要請に応じて、町外や県外の災害対応に職員派遣も実施しております。国においては、昨年の能登半島地震を契機に、手当の改正拡充を行い、県においても同様の対応をされています。特に災害対応の最前線となる市町村においては、国・県では想定しにくい避難所の運営や、罹災証明に係る調査など、様々な現場対応もごさいます。そのため、災害対応の危険性、緊急性、重要性などに応じた災害等応急作業手当を新設いたします。これらの内容は、国・県等に準じたものでございます。具体的な内容は新旧対照表をごらんください。第2条第8号改正し、まず、災害応急作業等手当を新設いたします。次に、削除としている第10条を改正し、この手当の対象となる作業、額などを定めます。その概要について申し上げます。対象となるのは、災害対策本部等をとった場合とし、また、他の地方公共団体で発生した災害対応に派遣する場合を含めます。それらの場合において、これが対象となる作業に従事した時に支給対象といたします。具体的な作業と支給額は、現場で行う応急作業や災害状況の調査、また、これらに準じる作業の場合には、1080円、巡回監視や、これに準じる作業の場合は、710円といたします。避難所の運営等や罹災証明関係の被害状況の調査、また、これに準じる作業の場合は、710円といたします。そして、作業の危険性や環境等を考慮し、夜間に従事する場合には、100分の50を加算した1.5倍とし、著しく危険な区域で従事する場合は、100分の100を加算した2倍といたします。この点について念のため申し上げます。災害対応にあたっては、職員の健康、身体面は、危険性等に留意するのは基本であります。このため、休憩を設けたり、場合によっては作業に当たらせない、中止するとの対応がすることを付け加えておきます。そしてこの条例の施行日は、災害対応の観点から公布日からといたします。補足として申し上げます。国からは、市町村においては、特に

こうした手当を新設、運用するように、地方公務員法第 59 条、それから、地方自治法第 245 条によるいわゆる技術的助言がなされていることを申し添えておきます。以上で、議案第 10 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

上程いただきました議案第 11 号、美郷町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この改正は、粕淵地区小集落改良住宅であります稲荷町住宅の解体に伴い、条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表でご説明いたします。改正する内容は、別記 1 及び別記 2 から粕淵地区の項を削除いたします。本文 2 ページへお戻りください。附則として、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行いたします。以上、議案第 11 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 12 号、美郷町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この改正は、平成 7 年 4 月 1 日より島根県定住促進公社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約に基づき、美郷町で管理をしておりました島根県住宅供給公社の賃貸住宅、高畑ハイツ 8 戸につきまして、このたび、委託管理期間満了に伴い、令和 7 年 5 月 1 日付で建物譲渡を受けることになりました。これにより、定住促進住宅条例の高畑ハイツを追加するため条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表でご説明いたします。改正する内容は、別記 1 へ次のように加えます。団地名、高畑ハイツ、所在地、美郷町高畑 160 の 3 です。建設年度、平成 6 年度、構造、階数、鉄筋づくり、2 階、戸数 8 戸、家賃月額 4 万円。本文 2 ページへお戻りください。附則として、この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行いたします。以上、議案第 12 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 13 号、美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。この改正は、平成 27 年 4 月 1 日より、借上型町営住宅として管理しておりました「MIKO」4 戸につきまして、このたび、賃貸借契約満了により、貸し手に変換することになりました。それにより、借上型町営住宅「MIKO」を条例から削除するため、条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表でご説明いたします。改正する内容は、別記 1 の美郷町借上型町営住宅「MIKO」の項を削除いたします。2 ページへお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行をいたします。以上、議案第 13 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 14 号、美郷町ファミリー向け移住住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。この改正は、美郷町都賀西地区内のファミリー向け移住住宅の建設に伴い、新たに都賀西地区を追加し、家賃を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表でご説明いたします。改正する内容は、別記 1 に次のように加えます。名称、「みさとと。サステナブルハウス」所在地、美郷町都賀西。家賃 6 万 3000 円です。本文 2 ページへお戻りください。附則としてこの条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行いたします。以上、議案第 14 号の説明

を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第 15 号、美郷町簡易給水施設条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この改正は、港地区防災集団移転促進事業におきまして、新たに移転先へ設置いたしました簡易給水施設を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表でご説明いたします。改正する内容は、別記 1 へ次のように加えます。名称、港簡易給水施設、給水人口 15、1 日の最大給水量 5.6、給水区域港の一部です。本文 2 ページへお戻りください。附則として、この条例は公布の日から施行いたします。以上、議案第 15 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ●原議長

次に、議案第 16 号から議案第 22 号までの予算案 7 件について、順次提案理由の説明を求めます。

### ●原議長

番外、会計課長。

### ●森原会計課長

上程いただきました議案第 16 号、令和 7 年度美郷町一般会計予算について、ご説明いたします。令和 7 年度の予算編成に当たっては、新たなフェーズとして、「活気あふれる町 2.0」を掲げ、2 つのビジョン、「活気あふれる明るい町」、「町外等活発な交流のある町」の実現に向け、町に活気を生み出す施策を前に進めるための予算編成としています。財源としましては、これまでどおりに、有利な財源の活用、確保に努め、これまで蓄えた基金を活用し、第 1 条の予算総額は、歳入歳出それぞれ 77 億 4900 万円。対前年比 3 億 300 万円。4.1%の増予算となっています。第 2 条、繰越明許費、第 3 条、債務負担行為の補正、第 4 条、地方債につきましては、後ほど説明させていただき、第 5 条一時借入金、第 6 条、歳出予算の流用につきましては、これまでと変更はありません。それでは、具体的に予算の説明を進めていきます。7 ページ、第 2 表繰越明許費をごらんください。翌年度に繰越しての予算の執行をお願いするものは、2 つの事業です。1 つ目は、款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、広報紙、広報みさと印刷業務。翌年度に繰越して使用する限度額は 36 万円です。繰越の事由は、広報みさと令和 8 年 4 月号の発行業務について、3 月より編集委託を開始し、4 月の発行日まで継続することから、繰越をお願いするもので、次に、款 10 教育費、項 6 社会教育費事業名、都賀長藤地域活動拠点施設整備事業、翌年度に繰越して使用する限度額は 2 億 9400 万円です。繰越の事由は、令和 6 年度の敷地造成工事について、当初の見込みに対し、事業の進捗が遅れ、令和 7 年度に繰り越すことから、敷地造成後の着工となる建物建築工事等施工管理委託、敷地舗装及び外構工事の完了期限、また、建物完成後に納入する施設備品の調達期限を令和 8 年度中としたいため、繰越をお願いするものです。。続いて、8 ページ、第 3 表債務負担行為の補正です。変更いたしますのは、事項及び金額です。事項を都賀長藤地区公民館整備事業から都賀長藤地域活動拠点施設整備事業に改め、限度額を 4 億 3928 万円から 1 億 4632 万 7000 円増額し、5 億 8560 万 7000 円へと変更します。事項変更の事由は、一連合自治会単位で一つの公民館を整備するという既存の枠組みを超え、4 つの連合自治会が共同し、住民主体となって、地域づくり、人づくりを進める活

動の拠点となる、これまでとは異なる施設整備を行うことから、名称を改めさせていただきます。限度額につきましては、既に昨年の第4回定例会の補正予算第7号における敷地造成費の盛土量の増、軟弱地盤改良層の増分3000万円に加え、詳細設計に基づき算定される事業費に対し、工事費等の直近の上昇率が対前年度比で約5%となっていることから、工期が令和8年度へまたがると想定されるため、影響値として、2年分の上昇を見込み、計上をしています。次に、第4表地方債です。9ページをお願いします。それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものです。全体で8億2770万円を限度額としております。事業の目的に即し、かつ、できるだけ有益な地方債活用を心がけ都賀長藤地域活動拠点施設整備事業をはじめ、ファミリー向け移住定住住宅、道路橋梁整備事業等に充当することとし、普通建設事業費の減に伴い、前年比2億3040万円の減額です。主な増減につきましては、後ほど事項別明細書で説明をさせていただきます。それでは歳入予算についてですが、町税、分担金、負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を合わせました自主財源は14億9345万1000円で、率は19.3%となっています。譲与税、各交付金、地方交付税、国庫県支出金、地方債を合わせました依存財源は、62億5554万9000円で、比率は80.7%です。自主財源比率につきましては、昨年とほぼ同一となっております。それでは事項別明細書にて、増減額の大なるものについて説明をさせていただきます。12ページをお願いします。上段、款1町税、項1町民税、目1個人住民税、節1現年課税分です。昨年度より1558万円増額見込みの1億3156万9000円としております。令和6年度は、定率減税による減収という事情がありましたが、それを除いても増加すると見込んでおります。中段の項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分です。令和6年度の当初調定額より、昨年比1199万2000円増の2億5766万1000円で計上しています。13ページへ進んでいただきまして、最下段の款2地方譲与税から14ページの款3利子割交付金、さらには、15ページの款8環境性能割交付金につきましては、県からの譲与、交付見込額を参考に予算計上しております。16ページをお願いします。款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金。住民税の定額減税による減収分の補填がなくなることから、前年比1364万3000円減の135万7000円としています。次に、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税。普通交付税は、個別算定経費及び包括算定経費について、国より示されました伸び率等を勘案し、6000万円増の32億3000万円を見込んでいます。特別交付税につきましては、増要因が見込まれるものの、近年の全国各地で頻発する自然災害等の厳しい情勢を考慮し、前年比1000万円の減を見込み、地方交付税の合計額は35億8000万円を計上しています。17ページをお願いします。款12分担金及び負担金、項2負担金、目2衛生費負担金、節1保健衛生費負担金として、川本町からの火葬場運営費負担金、1353万2000円。前年比670万8000円の増です。主な要因は、川本町と共同で運営しております眺江苑の空調設備の更新整備に伴うものです。18ページをお願いします。款13使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、住宅使用料6406万9000円。前年比195万6000円の減ですが、ファミリー向け住宅サステナブルハウスの入居もありますが、先ほど説明のありました借上型町営住宅MIKOの借り上げ期間満了による減によるものです。19ページをお願いします。下段の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金。本年度予算額3億4247万4000円で、前年比2235万2000円の増となっておりますが、

これは 20 ページになりますが、節 3 児童福祉費負担金の 2 行目、児童手当負担金の増、2588 万 9000 円がその主たる増要因です。続いて、項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金、本年度予算額 1908 万 6000 円で、前年比 468 万 2000 円の増ですが、これは、節 1 社会福祉費補助金の 3 行目、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の増、478 万 1000 円によるものです。21 ページへ進んでいただきまして、目 2 衛生費国庫補助金、本年度予算額 6775 万円で、前年比 6849 万 1000 円の減額です。これは、説明欄 3 行目の地域脱炭素移行再エネ推進交付金の減 6923 万円によるものです。次に、目 3 土木費国庫補助金、本年度予算額 1 億 7332 万 1000 円で、前年比 6385 万 2000 円の減ですが、これは、いずれも社会資本整備総合交付金の減額によるもので、節 1 の住宅費補助金が 990 万円、節 2 道路橋梁費補助金が 5395 万 2000 円の減となっています。その下ですが、目 4 教育費国庫補助金、本年度予算額 746 万円で、前年比、714 万 1000 円の増です。これは、節 5 教育費補助金の学校施設環境改善交付金の改増によるものです。続いて、目 5 総務費国庫補助金、本年度予算額 5 億 4840 万円で、前年比 5 億 1783 万円の増です。これは、説明欄 3 行目の地域公共交通確保維持改善事業費補助金 1 億 5000 万円。22 ページのデジタル基盤改革支援補助金 1 億 2006 万 9000 円。新しい地方経済生活環境創生交付金 2 億 6491 万 7000 円の改増によるものです。23 ページをお願いします。款 15 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、本年度予算額 1 億 4106 万 8000 円で、前年比 605 万 4000 円の減です。主な増減要因としては、節 1 社会福祉費負担金の保険基盤安定制度負担金の減、361 万 5000 円。障害者自立支援給付費負担金の増、452 万 1000 円。障害者医療費負担金の減、107 万 5000 円。節 3 児童福祉費負担金、2 行目の児童手当負担金の減、470 万 3000 円などです。次に、下段のほうに、県補助金、目 1 総務費県補助金、本年度予算額 2994 万 7000 円で、前年比 568 万 5000 円の増です。主な増減は、節 1 総務管理費補助金の島根市町村総合交付金の減、100 万円。3 行目、生活バス路線確保対策交付金の増、853 万 1000 円。太陽光発電等導入支援事業補助金の減、80 万円です。24 ページをお願いします。目 2 民生費県補助金、本年度予算額、4474 万 5000 円で、前年比 185 万円の増です。主な増減は、節 1 社会福祉費補助金の隣保館運営補助金の増、95 万 8000 円。3 行目の子ども医療費補助金の増、361 万 4000 円。それから、節 3 児童福祉費補助金の島根結婚子育て市町村交付金の減、140 万 2000 円。4 行目の子ども子育て支援交付金の減 102 万 9000 円です。25 ページをお願いします。目 4 農林水産業費県補助金、本年度予算額 1 億 1964 万 4000 円で、前年比 1833 万 8000 円の増。主な増減は、節 1 農業費補助金の中山間地域直接支払い交付金の増、412 万 5000 円。下から 5 行目になりますが、農業水路等長寿命化防災減災事業補助金の増、230 万円。水田園芸拠点づくり事業補助金の増、110 万円。一つ飛ばしまして、農村整備事業補助金の減、500 万円。サポート体制構築事業補助金の改増 1500 万円。それから、節 2 林業費補助金の農山漁村地域整備交付金の改増 400 万円。林業木材性産業成長化促進対策交付金の減、225 万円。有害鳥獣被害対策補助金の減、82 万 5000 円などです。次に、目 5 教育費県補助金、本年度予算額 3648 万 8000 円で、前年比 355 万 8000 円の減です。主な増減は、節 1 社会教育費補助金の 3 行目、全国高校総体島根県施設整備補助金の減、1404 万 9000 円。昨年ございました全国高校総体島根県実行委員会の補助金の皆減、333 万 3000 円。節 2 教育総務費補助金ですが、26 ページに進んでいただきまして、2 行目の教育支援体制整備事業費補助金の増、78 万円。スクールサポートス

タッフ配置事業補助金の増、251万円。それから、公立学校情報機器整備事業費補助金、小中学校の改増それぞれ575万6000円。429万円です。次に、節7土木費県補助金、本年度予算額3036万8000円で、前年比699万2000円の減ですが、主には、説明欄4行目の住宅新築等償還推進助成事業補助金の減、738万6000円によるものです。続いて27ページをお願いします。項3委託金、目2総務費委託金、本年度予算額、2001万7000円で、前年比828万9000円の増。これは、節4統計調査委託金の基幹統計調査費委託金の増、279万4000円。節5選挙費委託金の参議院議員選挙委託金の改増によるものです。下段にまいりまして、款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付け収入、本年度予算額2431万4000円で、前年比106万円の増ですが、これは、節1土地建物貸付け収入のうち、賑わい創出事業で取得した土地に対する貸付け収入の増によるものです。28ページですが、目2利子及び配当金、本年度予算額682万9000円で、285万2000円の増。節1利子の増によるものですが、基金の債券運用による利子収入の増で、財政調整基金49万1000円、減債基金66万円。5行目の地域振興基金156万1000円の増などです。29ページをお願いします。下段の款18繰入金、項2基金繰入金、30ページにわたっておりますが、本年度予算額6億8170万円で、前年比1500万円の減ですが、内訳としましては、目1財政調整基金繰入金の減、3000万円、目2減債基金繰入金の増500万円、以下、特定目的基金の繰入金の減となっております。なお、本年度は、企業版ふるさと納税基金からの繰入はございません。29ページにお戻りいただき、目1財政調整基金繰入金は、一部事務組合負担金や他会計及び事業会計の繰出金、そのほか、不足する財源を見なすため、3億9000万円を計上しております。目2減債基金の繰入金については、邑智クリーンセンター新可燃ごみ処理最終処分施設整備に係る地方債の償還据置期間が満了し、元金償還が始まること等を踏まえ、7200万円を計上しております。以下の特定目的基金の繰入額の詳細につきましては、別途配信しております資料、令和7年度当初予算の概要8ページをごらんください。それでは少し飛ばしまして32ページをお願いします。款20諸収入、項5受託事業収入、目1造林受託事業収入、本年度予算額191万9000円で、前年比480万6000円の減。公社造林受託事業収入の減によるものです。続いて、項7雑入、目5雑入、本年度予算額、1億2757万8000円で、前年比4167万円の増です。主たる増減要因としましては、節2総務費雑入、説明欄の下から5行目の光ケーブル移設補償金の増、3705万2000円。これは港地区の支障移転に係るものです。33ページをお願いします。3行目の島根県市町村振興協会補助金の減、592万2000円。3行飛ばしまして、新たな移住定住推進プロジェクト補助金の減、142万4000円。節3民生費雑入の7行目ですが、新予防給付マネジメント報酬の減、120万円。地域支援事業委託料の減、251万7000円。下から2行目になります。重層的支援体制整備事業委託料の減、104万円。34ページになりますが、節8土木費雑入の改増。これは、島根県住宅供給公社における高畑ハイツ建設にかかる資金の借り換えによる余剰金の返還となっております。続いて、節10教育費雑入ですが、35ページへ進んでいただきまして、3行目のネーミングライツ料の改増です。これは、カヌーパークみさとカヌーレIMAIに係るものです。35ページをお願いします。款21町債、項1町債、目1総務債、本年度予算額2220万円で、前年比710万円の減額です。主な減要因は、昨年ございました節1ユートピア整備事業債の皆減、500万円です。昨年は、ゴールドンユートピアおおちのゲストハウスの屋根等改修やレストランの照明更新などを

行いましたが、今年度は、大きな修繕は計画をしていないため減額となっています。目3 衛生費、本年度予算額 500 万円、前年比 2330 万円の減額です。これは、節3 病院設備整備事業債の減、1870 万円。邑智病院の本館棟建て替え事業に係る過疎対策事業債の減と、節4 火葬場整備事業債の減、460 万円によるものです。目4 農林債、本年度予算額 3820 万円。前年比 1 億 9610 万円の減です。主な減要因は、昨年ございました節5 集落営農事業債の皆減、3200 万円。集落営農育成事業につきましては、本年度起債対象となる事業の計画はございません。それから、節14 脱炭素化推進事業債の皆減、1800 万円。節15 農業施設債の減、1 億 5150 万円。美郷農業再生プラン推進事業費の減によるものです。目5 土木費、本年度予算額 3 億 4060 万円、前年比 1 億 7090 万円の減です。主な減要因は、36 ページになりますが、節4 若者定住住宅建設事業債の減、1 億 5900 万円で、ファミリー向け移住住宅建設戸数の減によるものです。目6 の消防債は省略をさせていただきます、目7 教育債、本年度予算額 3 億 2030 万円。前年比 1 億 8360 万円の増です。主な増要因は、節4 社会教育施設整備事業債の増 1 億 4830 万円。都賀長藤地域活動拠点施設建設に係る事業費の増。節10 情報通信施設整備事業債の改増 5800 万円。学校ネットワークの改修更新によるセキュリティ強化を行います。37 ページをお願いします。目11 商工債、本年度予算額 2620 万円。前年比 1140 万円の減です。増減ですが、節2 過疎対策ソフト事業債の増 1060 万円。ビジネスコンテスト商業活性化アドバイザーに係る経費の充当。節4 商工業振興施設整備事業債の減、2200 万円。商業活性化賑わい創出事業費の減によるものです。なお、町債の詳細につきましては、所属ごとに、充当事業の一覧を令和7年度当初予算の概要9ページに掲載しておりますので、ご確認をいただければと思います。それから、臨時財政対策債ですが、本年度の予算計上はございません。これは、国が交付する地方交付税の財源不足に対処するため、その不足する金額の一部を地方債として借り入れるものですが、令和7年度におきましては、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなることに伴い、廃目となっております。同じくその下にあります交通安全対策特別交付金につきましても、今年度の予算計上はなく、廃目となっております。令和5年度の歳入決算額が0円で、令和6年度におきましても同様の見込みであることから、令和7年度当初予算への計上を見送っております。以上で、歳入についての説明を終わります。続きまして歳出でございますが、予算決算委員会において、各所管課より、主要施策の説明書により説明をさせていただきますので、私からは、令和7年度当初予算の概要を用いて、性質別の主な増減内容について説明をさせていただきます。それでは、令和7年度当初予算の概要の方をお開きください。ページ数は4ページとなります。なお性質別の内訳は、予算書の数値突合するものはほとんどございませんので、予めご承知おきください。それでは、令和7年度当初予算概要4ページ性質別の内訳を説明させていただきます。義務的経費のうち、人件費ですが、予算額が11億3089万8000円で、対前年7324万円。6.9%の増となっております。職員の給与改定、昇格等によるもの、それから、会計年度任用職員の報酬手当の増によるものです。こちらは後ほど予算書の給与費明細書でご確認いただきます。次に、公債費ですが、元利償還金予算額が10億8068万8000円で対前年1777万円。1.6%の減です。減要因は、平成21年度に旧合併特例債を活用して積立てました地域振興基金の元利償還が終了すること、増要因は、邑智クリーンセンター新可燃ごみ処理最終処分施設整備に係る元金償還がスタートすることによるものです。

次に、扶助費ですが、予算額が5億8382万9000円で、前年比3841万4000円。7%の増です。要因としましては、障がい者の自立支援給付に係る介護給付費の増、1808万7000円。昨年10月の制度改正に係る児童手当の増、2228万円などです。続いて、普通建設事業費ですが、予算額が11億4672万1000円で、前年比2億1564万4000円。15.8%の減です。減要因は、みさと農業再生プラン推進事業費の減、約1億7400万円。橋梁長寿命化事業の減、1億4200万円。ファミリー向け移住住宅建設事業費の減、約2億3800万円。増要因は、都賀長藤地域活動拠点整備事業の増、約3億9000万円です。災害復旧費については、前年200万円3.7%の増ですが、一部性質が、維持補修費となっていたものを改めさせていただき、予算計上額としては、昨年と同額です。続いて、補助費等予算額が17億1448万5000円で、前年比1億6831万7000円。10.9%の増です。うち一部事務組合に係る負担金が、人件費相当分を含め、約1億4600万円増となっています。内訳は、邑智郡総合事務組合が約1億3500万円、江津邑智消防組合負担金が約1100万円の増額となっております。邑智郡総合事務組合負担金につきましては、11月の運用開始に向けたシステムの標準化共通化導入経費の増によるものです。江津邑智消防組合につきましては、管内の消防ポンプ自動車2台の更新整備に係るものです。その他のものにつきましては、2219万8000円の増ですが、主な増減内訳としましては、地域脱炭素移行再エネ推進交付金重点対策加速化事業におけるゼロカーボン促進事業補助金及び電気自動車等普及促進災害時活用促進事業補助金の減、約2000万円。新規事業として、民間賃貸住宅建設改修支援事業補助金の改増3000万円。公立邑智病院負担金の減、約2000万円。簡易水道事業特別会計の繰出金の減、約3100万円。全国高校総体美郷町実行委員会補助金の改増3300万円などがあります。次に、物件費、予算額が14億3627万円で、前年比2億7779万1000円、24%の増です。増要因だけを申し上げますと、EVバスによる自動運転社会実装実証事業が約1億5000万円。港地区の支障移転等によるみさと光ネット運営費の増が約3200万円。学校ネットワークの改修、更新によるセキュリティ強化事業費約6800万円。小中学校のタブレット端末更新にかかる費用が約1900万円。都賀長藤地域活動拠点施設整備に係る備品購入費が1500万円などとなっています。繰出金につきましては、予算額が30億8175万円で、前年比768万9000円、2%の減です。主な増減につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金が286万1000円の減。国民健康保険診療所特別会計の繰出金が198万9000円の減。後期高齢者医療特別会計への繰出金が667万6000円の増となっております。続いて、その他、予算額が2億1785万9000円で、前年比1565万9000円、6.7%の減です。このうち、維持補修費が約4100万円の増、主には、道路維持作業委託経費の上昇と、毎年補正が生じていることから、当初で予算確保するために、3500万円増額をしております。積立金が約1050万円の増となっておりますが、これは、森林環境譲与税基金元金積立と基金の債券運用による利子積立ての増によるものです。投資及び出資金は、令和6年度に計上いたしましたファームサポート美郷への出資金3000万円の皆減によるものです。貸付金につきましては、前年同額です。予備費につきましては、昨年より46万3000円、8パーセントの減としております。以上、簡単ではございますが、歳出予算の説明とさせていただきます。予算書へお戻りいただきまして103ページをお願いします。給与費明細書です。性質別経費と数字が一致するわけではございませんが、給与に関する内訳、前年比較等をお示ししております。2、一般職の欄をごらんください。(1) 総

括として、職員数、給与費、共済費と記載していますが、合計欄の比較額 6884 万 1000 円の増となっております。再任用を含む職員の増が 3305 万 9000 円。会計年度任用職員の増が 3578 万 2000 円となっております。いずれも基本給の増に比例し、期末・勤勉手当の増、それから、参議院選挙、町議会議員選挙による時間外勤務手当の増を見込んでおります。次ページ以降の増減の明細、職員 1 人当たりの給与、初任給、級別職員数、昇給手当については、後ほどごらんください。106 ページをお願いします。各区分別の地方債残高の状況です。令和 5 年度決算額に、令和 6 年度と 7 年度の元金償還額を減じ、発行予定額を加算し、令和 7 年度の見込額をお示ししております。令和 7 年度末の地方債総額は約 106 億 6500 万円余りとなり、令和 6 年度末見込額より約 2 億 600 万円減額見込みです。7、一般単独事業債のうち、旧合併特例事業債で元金積立てをいたしました地域振興基金の償還が令和 6 年度で終了、14 の臨時財政対策債の減などがその要因であると同時に、旧過疎対策事業債の残高は増大をいたします。最後に、債務負担行為に関する調べについてです。107 ページをお願いします。令和 7 年度で債務負担行為が終了するものは、3 行目、社会福祉法人吾郷会、養護老人ホーム建設に係る元利補給金、6 行目、ゴールドエンユートピアおおち及びカヌーの里おおち施設指定管理委託、下から 2 行目、事項変更前の都賀長藤地区公民館整備事業、カヌースプリント競技自動発艇装置購入事業の 4 件です。以上で議案第 16 号、令和 7 年度美郷町一般会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●原議長

議案第 16 号の説明が終わりました。  
ここで、13 時まで休憩といたします。

(休 憩 午 後 12 時 11 分)  
(再 開 午 後 1 時 00 分)

●原議長

会議を再開いたします。  
議案第 17 号から、引き続き、説明をお願いいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

上程いただきました議案第 17 号、令和 7 年度君谷診療所特別会計予算について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 511 万 3000 円を計上させていただいております。初めに歳入のご説明をいたします。6 ページをお願いします。款 1 診療収入、項 1 外来収入 49 万 4000 円を計上しております。それぞれ国保診療、社会保険診療等の収入によるもので、平成 6 年度の実績をもとに、8 万 3000 円の減額と見込んでおります。款 1 診療収入、項 2 その他診療報酬収入です。こちらは 3000 円を計上しております。款 2 材料及び手数料、項 1 手数料です。こちらは証明書の手数料で 4000 円を計上しております。7 ページをお願いします。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金です。本年度予算額は 196 万 1000 円を計上しており、8 万

3000 円の増となっております。款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保健衛生費補助金 265 万 1000 円です。これは、令和 6 年度の実績をもとに、へき地診療所運営費補助金 25 万 4000 円を増額して計上しております。次に歳出です。8 ページをお願いします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費です。歳出の主なものは、君谷診療所の事務職員の人件費と、診察を委託しております加藤病院への委託料となっております、439 万 5000 円を計上しております。次に 9 ページをお願いします。款 2 医療費、項 1 医業費、目 2 医療用消耗器材費 3 万 9000 円を計上しております。目 3 医薬品衛生材料費 63 万 9000 円を計上しております。款 3 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、4 万円を計上しております。以上で、議案第 17 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いたいいたします。

### ●原議長

番外、住民課長。

### ●志村住民課長

上程いただきました議案第 18 号、令和 7 年度美郷町国民健康保険特別会計予算について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 6 億 2757 万 1000 円でございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。5 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 1 国民健康保険税、前年比 742 万 5000 円減額の 5935 万 7000 円でございます。保険税につきましては、現在の保険税率で、被保険者数の減少に伴う平均所得の減額を見込んだ調定額に徴収率を現年分 97.5%、過年度分 17.5% を乗じた額を計上しております。款 4 使用料及び手数料でございます。督促手数料を、前年と同額の 2 万 3000 円計上しています。款 8 県支出金、前年比 7840 万 4000 円減額の 5 億 274 万 8000 円を計上しています。県支出金については、歳出の保険給付費に対して交付される普通交付金と、医療費の適正化を図る取組みに対して交付される保険者努力支援等交付金などの特別交付金がございます。款 11 財産収入でございます。積立金の利子として、前年と同額の 5 万円を計上しています。款 13 繰入金、前年比 286 万 1000 円減額の 6017 万 1000 円を計上しています。繰入金は国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、保険者数や高齢者の割合など、保険者の責めに帰することが出来ない事情で、保険税が不足する被保険者に対し、総務省が示した経費を一般会計から繰り入れることが認められています。前年当初よりも減額となった主な要因は、被保険者の減少に伴う保健所基盤安定繰入金の減額によるものでございます。款 14 繰越金でございます。決算見込みにより 492 万円を計上しています。前年当初は頭出しの予算を計上していたため、前年と比べ増額となっております。款 15 諸収入でございます。一般被保険者の延滞金及び第三者納付金などの前年と同額で、30 万 2000 円を計上しています。続いて、6 ページをお願いします。歳出でございます。款 1 総務費でございます。総務費には、一般管理費、賦課徴収費、国保の運営協議会費がございますが、主に一般管理費の職員の人件費の増額により、前年比 141 万 2000 円増額の 2585 万 5000 円を計上しています。款 2 保険給付費でございます。令和 6 年度の医療費の実績と、国保連合会の医療費推計をもとに試算し、前年比 7996 万円減額の 4 億 7345 万 5000 円を計上しています。款 8 保健事業費でございます。前年比 94 万 3000 円増額の 815 万 3000 円を計上しています。主な増額の要因は、特定健診の未受診者対策事業に係る委託料の増額によるものでございます。款 9 基金積立金でございます。元金積立金

の頭出しの1万円と利子5万円を合わせて6万円計上しております。款11諸支出金でございます。遡及資格喪失などによる保険税の還付金、補助金等の精算に伴う返還金、直営診療所施設勘定繰入金を前年度と同額の1441万円を見込んで計上しております。款12保険事業納付金でございます。前年比513万3000円減額の1億333万7000円を計上しております。保険事業納付金は、医療給付に係る県支出金の財源として、医療費水準、所得水準、被保険者数、世帯数などにより、県が試算した額を納付することとなっております。医療費が減少傾向になったことで、納付額も減少しております。款13予備費については、前年比104万3000円減額の230万1000円を計上しております。以上で、議案第18号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ●原議長

番外、健康福祉課長。

#### ●石田健康福祉課長

上程いただきました議案第19号、令和7年度美郷町国民健康保険診療所特別会計について、ご説明いたします。こちらは沢谷診療所及び大和診療所の予算を合わせました特別会計の予算となります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8969万8000円を計上させていただいております。初めに歳入の説明をいたします。6ページをお願いします。款1診療収入、項1外来収入、各種診療報酬収入2838万2000円を計上しております。令和6年度の実績をもとに、128万8000円の増を見込んでおります。収入の内訳は、大和診療所が2769万1000円、沢谷診療所が74万1000円となります。款1診療収入、項2検査収入、目1諸検査収入5万円を計上しております。こちらは、大和診療所の検査収入となります。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金4503万5000円を計上しております。次に7ページをお願いします。款2繰入金、項1他会計繰入金、目2国民健康保険事業勘定繰入金1320万円を計上しております。繰入金の合計額は5823万5000円となり、前年度と比較して、198万9000円の減額です。款3材料及び手数料、項1手数料、目1手数料です。これは診断書などの収入で25万2000円を計上しております。款7県支出金、項1県補助金、目3、保健衛生費補助金、277万9000円を計上しております。こちらは沢谷診療所の運営に対するへき地診療所運営費補助金を予算計上させていただいております。次に歳出の説明をします。8ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費です。主なものは、大和診療所及び沢谷診療所の人件費と、沢谷診療所の診察に対する委託料を計上しております。本年度予算額8102万1000円を計上しております。9ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費、目2連合会負担金です。6万5000円を計上しております。こちらは、国、県それぞれの国保診療所協議会への負担金となっております。款2医療費、項1医業費、目1医療用消耗器材費151万2000円を計上しております。目2医薬品衛生材料費656万円を計上しております。こちらは324万円の増額で、昨年度は補正で対応させていただきました新型コロナワクチン等のワクチン購入費用を当初予算で計上させていただいております。10ページをお願いします。款4予備費、項1予備費、目1予備費54万円を計上しております。以上で議案第19号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

上程いただきました議案第 20 号、令和 7 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1 億 9784 万円でございます。それでは歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 1 後期高齢者医療保険料、前年比 480 万 8000 円増額の 6394 万 4000 円でございます。保険料につきましては、広域連合から示された額を計上しております。款 2 使用料及び手数料でございます。督促手数料を、前年と同額の 3000 円計上しております。款 3 国庫支出金でございます。こちらは、子ども子育て支援法の施行に伴い、令和 8 年度から後期高齢者医療広域連合が保険料や介護保険料とあわせて、子ども子育て支援金を徴収することとなったため、それに伴う医療システムの改修費に対する補助金 304 万 3000 円を計上するものでございます。款 5 繰入金でございます。前年比 667 万 6000 円増額の 1 億 2903 万 5000 円を計上しております。増額の主な要因は、広域連合へ納付する療養給付費負担金と職員の人件費の増額によるものでございます。款 7 諸収入でございます。こちらは主に、後期高齢者の各種健診事業に係る受託料でございますが、対象者の増加に伴い、前年比 93 万円増額の 181 万 5000 円を計上しております。続いて、5 ページをお願いします。歳出でございます。款 1 総務費、前年比 657 万 2000 円増額の 1400 万 2000 円を計上しております。主に職員の人件費と、子ども子育て支援金制度の施行に伴う後期高齢者医療システムの改修費でございます。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、前年比 781 万 9000 円の増額の 1 億 8153 万 7000 円でございます。こちらは広域連合の算定により、保険料負担金と保険料軽減分にあたる保険基盤安定負担金の額を計上しております。款 3 諸支出金でございます。保険料の還付にかかる経費を、昨年と同額の 11 万円計上しております。款 4 健康診査等事業費でございます。こちらは、従来から実施している後期高齢者の各種検診に係る経費を計上しております。受診対象者が増加傾向にあるため、前年比 106 万 6000 円増額の 169 万 1000 円を計上しております。款 5 予備費につきましては、前年と同額の 50 万円を計上しております。以上で、議案第 20 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

上程いただきました議案第 21 号、令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計予算について、ご説明いたします。予算書 1 ページをごらんください。また参考資料といたしまして、予算の概要を配信しておりますので、あわせてごらんください。まず、第 2 条業務の予定量についてです。(1) から (3) までは、昨年度の実績から、給水件数を 1944 件、年間総給水量を 35 万 5754 立米、1 日平均給水量を 975 立米としています。(4) 主要な建設改良事業といたしまして、水道施設整備事業 1 億 5583 万 3000 円。こちらは、令和 5 年度から実施している比之宮地区簡易水道の改良工事と、今年度より、吾郷地区簡易水道改良事業、君谷地区簡易水道の改良事業を予定しております。第 3 条、収益的収入

及び支出です。参考資料の表と円グラフは黄色の部分になります。こちらは、当該年度の経営活動に伴い、発生が予定される予算を計上しております。収入合計は、第1款水道事業収益1億6961万6000円。こちらは、水道料金や一般会計からの補助金等になります。支出合計は、第1款、水道事業用費、1億6778万7000円を計上しております。こちらは、電気代や浄水、原水の検査、また、維持管理費等になります。第4条、資本的収入及び支出です。参考資料の表と円グラフは、緑の部分になります。こちらは施設整備等の建設改良費と、その事業に係る補助金、企業債償還金などの予算を計上しています。収入合計は、第1款、資本的収入2億3112万4000円。支出合計は、第1款、資本的支出2億3383万6000円を計上しております。なお、資本的支出額に対して、不足する271万2000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額271万2000円で補填いたします。予算書2ページをごらんください。参考資料は、次のページの下の方になります。第5条、企業債です。企業債は、比之宮地区簡易水道改良工事と、吾郷地区簡易水道改良工事に伴う企業債の限度額として、7800万円を計上しています。第6条、一時借入金です。限度額を5000万円としています。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用及び第8条、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費については記載のとおりでございます。第9条、他会計からの補助金についてです。簡易水道事業運営のため、一般会計から補助金を受ける金額を6183万4000円としています。これは基準外繰入金にあたるものになります。以上で議案第21号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第22号、令和7年度美郷町下水道事業会計予算について、ご説明いたします。予算書1ページをごらんください。また参考資料といたしまして、予算の概要を配信していますので、あわせてご確認いただければと思います。第2条、業務の予定量です。(1)から(3)は、昨年度の実績から、水洗化人口2861人。年間総処理水量25万9987立米。1日平均処理水量712立米としています。

(4) 主要な建設改良事業として、処理場整備事業1億508万円。浄化槽整備事業1049万5000円を予定しています。第3条、収益的収入及び支出です。参考資料は、表の黄色の部分になります。こちらは当該年度の経営活動に伴い発生が予定される予算を計上しています。収入合計は、第1款下水道事業収益2億5821万4000円。支出合計は、第1款、下水道事業費用2億5264万7000円を計上しています。第4条、資本的収入及び支出です。参考資料は、緑の部分になります。こちらは、施設整備等の建設費用と、その事業に係る補助金、企業債や企業債償還金などの予算を計上しています。収入合計は第1款、資本的収入1億8999万6000円。支出合計、第1款資本的支出2億4386万円を計上しています。また資本的支出額に対して不足する5386万4000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額503万9000円、過年度分損益勘定留保資金481万9000円、当年度分損益勘定留保資金4400万6000円で補填をいたします。2ページをごらんください。参考資料は、次のページのグラフの方になります。第5条、企業債です。こちらは、処理場整備、浄化槽整備に係る企業債を5150万円を計上しております。第6条、一時借入金です。限度額を1億円としております。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費については記載のとおりでございます。第9条他会計からの補助金です。下水道事業運営のため一般会計から補助を受ける金額を1億5544万6000円としております。こ

らは基準外繰入金にあたるものになります。以上で、議案第 22 号の説明を終わります。また、予算に関する説明書につきましては、後日の予算委員会におきまして、主要施策の説明と合わせて、ご説明させていただければと思います。ご審議のほどよろしく願います。

●原議長

次に、議案第 23 号から議案第 30 号までの一般事件案 8 件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

上程いただきました議案第 23 号から議案第 25 号に係る辺地に係る総合整備計画の策定について、ご説明いたします。こちらの議案は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地や、離島等の地域間格差の是正を図ることを目的に制定されました辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、総合整備計画を策定するものです。2 ページをお願いいたします。公共的施設の必要とする事業の 1 件目は、九日市地区における除雪車車庫の設計委託です。辺地の概要は、①辺地を構成する町または字の名称の美郷町九日市。②地域の中心地の位置は、九日市 310 番地。③辺地度点数は 137 点となっております。2、公共的施設を必要とする事情です。この辺地は、本町の北東に位置し、沢谷地域連合自治会の中心地ではありますが、幾度となく豪雪に見舞われ、積雪時には、町保有または業者保有の除雪機械を活用し、除雪対応をしています。配備状況は、町保有機械 1 台、業者保有機械 2 台の計 3 台で対応しています。いずれの機械も町の中心部であります粕淵地域に保管をしており、利用の都度機械の回送を余儀なくされ、また、仮置きとして駐車するスペースや、風雪をしのぐ施設もなく、点検作業等に支障を来している状況であります。このたび、当該辺地の除雪体制の基幹基地となる除雪車車庫を建設し、町保有機械の永続的な保管、シーズン中の業者保有機械の敷地内配備によるスムーズな除雪体制の構築、作業効率のアップを図り、当該辺地における除雪体制の強化を目指すものです。3、公共施設の整備計画です。計画の期間は令和 7 年度の 1 年間で、事業費は 500 万 1000 円。うち辺地対策事業債の充当予定額を 190 万円として、この計画を策定するものです。以上で議案第 23 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

続いて、上程いただきました議案第 24 号、辺地に係る総合整備計画の策定について、ご説明いたします。2 ページをお願いします。公共的施設を必要とする事業の 2 件目は、村之郷地区における除雪車の導入です。1、辺地の概要。①辺地を構成する町または字の名称、美郷町村之郷。②地域の中心地の位置は、村之郷 140 番地 1。辺地度点数は 155 点です。2、公共的施設を必要とする事情です。この辺地は、本町の南に位置し、幾度となく豪雪に見舞われている地域であります。積雪時には町保有または業者保有の除雪機械を整備して、除雪対応を行っておりますが、その多くを業者保有の機械に依存している状況であります。しかしながら、昨今の公共事業の縮小の影響を受け、土木事業者の廃業や事業撤退により、除雪に対応できる機械確保が難しくなり、除雪体制の維持

が大きな課題となっております。このような除雪機械の不足により、通学バスの運行及び福祉車両や緊急車両の通行に支障を来すことがないように、除雪機械を新規に導入することにより、安心安全な除雪体制を整備するものです。3、公共施設の整備計画です。計画の期間は令和7年度から8年度までの2年間で、事業費は1500万円。うち辺地対策事業債の充当予定額は、全額の1500万円として、この計画を策定するものです。以上で議案第24号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第25号、辺地に係る総合整備計画の策定について、ご説明いたします。2ページをお願いいたします。公共的施設を必要とする事業の3件目は、宮内地区における町道都賀行宮内線の道路改良です。1、辺地の概要。①辺地を構成する町または字の名称、美郷町宮内、笹目、猪谷。②地域の中心地の位置は、宮内707番地4。③辺地度数は149点です。2、公共的施設を必要とする事情です。町道都賀行宮内線は、都賀行地区と比之宮地区を結ぶ幹線道路であり、当該地域の生活に欠かすことの出来ない重要な路線となっております。特に、町中心地への通勤利用者の多い路線となります。しかしながら、道路の幅員が狭く、急カーブも多いことから、特に冬期の通行に支障を来しているため、道路改良により交通の安全を確保するものです。3、公共施設の整備計画、計画の期間は令和7年度から11年度までの5年間とし、事業費は2億5000万円。うち、辺地対策事業債の充当予定額は、全額の2億5000万円として、この計画を策定するものです。なお、当該路線につきましては、令和2年度に策定をしました同様の計画により、これまで道路改良を実施してまいりましたが、計画の最終年であります6年度時点においても、未完の状況であるため、再度、今後5年間の計画を策定し、引き続き、改良工事を実施するものです。以上で議案第25号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ●原議長

番外、総務課長。

#### ●中原総務課長

上程いただきました議案第26号について説明いたします。美郷町基幹集落センターの指定管理者は、同制度開始以降、地元の都賀西連合自治会がされており、現在の指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。令和7年4月以降の管理につきましても、引き続き都賀西連合自治会を指定管理者として指定したくこの議案を提出するものです。なお、都賀西連合自治会からは、2月10日付けで指定申請書が提出されています。管理の期間につきましては、これまでと同様に、5年間の令和7年4月1日から令和12年3月31日までといたします。以上で、議案第26号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ●原議長

番外、建設課長。

#### ●三上建設課長

上程いただきました議案第27号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。この議案内容につきましては先ほど上程いただきました議案第15号の港簡易給水施設の指定管理者を定めるものでございます。公の施設の名称は港簡易給水施設、

指定管理者の指定を受ける団体の名称は、港地区簡易給水施設管理組合です。指定の期間につきましては、他の指定管理をお願いしています 15 の簡易給水施設の指定期間が、令和 8 年 6 月 30 日までとなっており、来年に期間の更新 9 年を予定しています。その更新の際、港簡易給水施設も合わせて更新できるよう、このたびの指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までとしています。以上、議案第 27 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、教育長。

●旭林教育課長

上程いただきました議案第 28 号、財産の取得について、ご説明いたします。この議案は、カヌー競技を自動発艇装置を購入するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求めるものでございます。取得する財産は、カヌー競技用自動発艇装置、取得の金額は 3201 万円です。取得の相手方は、愛知県名古屋市天白区土原 1 丁目 203 番地、合同会社スプリント、代表社員 松代尚也です。取得の方法は随意契約となっております。この財産の取得につきましては、本年 8 月 1 日から 5 日まで、カヌーパークみさとカヌーレ IMAI を会場に開催をされます令和 7 年度インターハイカヌースプリント競技に使用するために行うものでございます。今回取得しようとするカヌー競技を自動発艇装置につきましては、カヌースプリント競技専用設計されており、その特殊性から、納入できる業者が県内にはなく、全国でも数少ないことが、その特徴です。また、オリンピックなどの国際大会や日本選手権、国民スポーツ大会などの全国大会での使用実績が多く性能面での信頼性も高いポラリタス社製の自動発艇装置を取り扱う事業者が、一社しか存在しないため、競争入札に適さないと考え、随意契約を行いました。取得金額の内訳といたしましては、自動発艇装置本体が 2693 万円、諸経費 217 万円、消費税等 291 万円となっております。なお、仮契約につきましては、令和 7 年 2 月 21 日に締結しており、納入期限は令和 7 年 7 月 25 日と定めております。以上で議案第 28 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

上程されました議案第 29 号並びに議案第 30 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明いたします。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づいて、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、法務省の委嘱によって、全国に置かれることとなっております。美郷町では、現在 6 名の方がその任に当たられており、そのうち、大和地域の委員お 2 人が、令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となります。この人権擁護委員の候補者については、議会の意見を聞いて、法務省に推薦することとなっているため、このたびは、後任となられるお 2 人の推薦にあたり意見を求めるものであります。初めに、議案第 29 号で推薦させていただいております潮村の難波博恵さんは、昭和 35 年生まれの 64 歳で、平成 4 年に旧大和村役場に入職され、大和事務所長を最後に、平成 30 年に退職されました。退職後も、平成 30 年

から令和4年まで美郷町教育委員を務められ、現在も美郷町社会福祉協議会評議員、美郷町総合計画審議会委員、島根県川本警察署協議会委員としてご活躍中であり、人格、人望ともに、人権擁護委員としてふさわしい方です。続いて、議案第30号で推薦させていただいております村之郷地域の漆谷和彦さんは、昭和34年生まれの66歳で、昭和54年に旧大和村役場に入職され、大和事務所長、出納室長、議会事務局長歴任、平成31年に退職されました。令和6年まで再任用、会計年度任用職員として務められ、退職後も、地域活動に積極的にかかわり、地域の信頼も厚く、人格、人望ともに人権擁護委員としてふさわしい方です。以上の2人を適任者と推薦いたしたく、議員の皆様にご意見を賜りたく存じます。以上で、議案第29号並びに議案第30号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、28日に日程をとりますので、よろしくようお願いいたします。以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、28日金曜日定刻より開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

(散 会 午 後 1 時 4 2 分)